

資料

和歌山市文化芸術基本条例

文化芸術基本法

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

和歌山市文化芸術推進基本計画アンケート調査

和歌山市文化芸術基本条例

令和元年7月24日
条例第9号

文化芸術は、人々の創造性や感性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、心豊かな社会を形成するものである。

私たちが暮らす和歌山市は、北は緑豊かな和泉山脈のどかな山並みが連なり、西は風光明媚な紀淡海峡に面し、悠々と流れる紀の川の河口に位置する四季を通じて温暖な気候に恵まれた自然豊かなまちである。万葉歌人ゆかりの地である名勝和歌の浦や、先人たちが願いを込めて歩いた巡礼の道熊野古道、本市の象徴である和歌山城など、古代より育まれた豊かな歴史的風土のもと、多くの文化芸術が先人たちにより創造され、継承してきた。そのような文化芸術は、市民の文化的で心豊かな生活を支え、私たち市民共通のかけがえのない財産となっている。

私たちは、先人たちから受け継がれてきた歴史と培われてきた文化芸術を、地域社会総掛かりでさらに豊かなものへと発展させて、未来へ引き継いでいくことが必要である。また、多様な文化芸術に触れ親しみ、新たな文化芸術の創造に取り組んでいくことが求められている。

ここに、私たち市民が共に文化芸術の振興に取り組み、文化芸術に親しむ人の裾野を広げ、誰もが郷土に誇りと愛着を感じ、心豊かで生きる喜びが実感できるまちを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号。以下「基本法」という。)第4条の規定に基づき、文化芸術に関する施策(以下「文化芸術施策」という。)を策定し、及び実施することに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、文化芸術団体、教育機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市の文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術活動を行う者(文化芸術団体を含む。以下同じ。)の自主性及び創造性を十分に尊重し、その能力が十分に發揮されるよう考慮すること。
- (2) 年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備すること。

- (3) 文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮すること。
- (4) 文化芸術が市民の郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力を高めることを踏まえ、多様な文化芸術を保護し、継承するとともに、その発展を図ること。
- (5) 地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図ること。
- (6) 本市の文化芸術を広く国内外に発信し、文化芸術に係る交流の推進を図ること。
- (7) 文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、次代を担う子どもたちの豊かな心と感性を育むことを旨として関係者相互の連携が図られるよう配慮すること。
- (8) 文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう配慮すること。
- (9) 文化芸術により生み出される多様な可能性を地域の活性化に生かすことを旨として、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との緊密な連携が図られるよう配慮すること。

(市の責務)

- 第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、文化芸術活動を行う者の自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援するよう努めるものとする。

(市民の役割)

- 第4条 市民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

- 第5条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

- 第6条 教育機関は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術に親しめる機会の創出に努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、文化芸術活動への支援に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第8条 市、市民、文化芸術団体、教育機関、事業者その他の関係者は、文化芸術施策を推進するため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

(基本施策)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる文化芸術に関する基本施策を実施するものとする。

- (1) 市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる機会の充実に関する施策
- (2) 青少年、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に関する施策
- (3) 文化芸術に関する施設の充実及び活用の促進に関する施策
- (4) 文化芸術に関する情報の収集、提供及び発信に関する施策
- (5) 文化芸術活動の担い手となる人材の発掘、育成及び支援に関する施策
- (6) 文化芸術活動を行う者の活動の場及び発表の機会の充実に関する施策
- (7) 文化芸術を通じた世代間及び国内外の人々との交流の促進に関する施策
- (8) 文化芸術の向上発展に功績のある者の顕彰に関する施策
- (9) 文化財等の保存及び活用に関する施策
- (10) 地域において特色ある伝統的な文化芸術の継承及び発展に関する施策
- (11) 文化芸術に関する教育の充実に関する施策
- (12) 文化芸術の活用による地域の活性化に関する施策

(文化芸術推進基本計画)

第10条 市長は、基本法第7条の2第1項及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)第8条第1項の規定により文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に規定する基本施策を踏まえた文化芸術の推進に関する計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

(前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、

文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵澤をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たつ

ては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く

国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の关心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」とい

う。) の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一條 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るために、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとす

る。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者

(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにはんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保す

るための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、

芸術家等の配置等への支援、情報の提供
その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関する、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二三日法律第七三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年法律第四十七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に關し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が發揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必

要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適

時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一條 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（権利保護の推進）

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、

対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動を通じた交流の促進）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制の整備等）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るために、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集等）

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う

等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員を

もって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聞くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

和歌山市文化芸術推進基本計画アンケート調査

目 次

1. アンケート調査の概要

(1) 調査目的	47
(2) 調査期間	47
(3) 調査内訳	47

2. アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果	48
(2) 文化芸術団体アンケート調査結果	71
(3) 障害者アンケート調査結果	88

※アンケート調査結果について

- 図及び表中の比率は小数点第2位を四捨五入して表示している。従って、内訳を合計しても100%に合致しない場合がある。
- 図で、回答数がゼロの項目は省略している。
- 複数回答を依頼した質問では、比率の合計が100%を超える。その場合、サンプル数を「回答数」と表示している。
- 図中の「n」とは、分類別の該当サンプル数を示し、比率は「n」を100%として表示している。

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

和歌山市文化芸術推進基本計画を策定するために、市民、文化芸術団体、障害者にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和元年10月～11月

(3) 調査内訳

① 市民アンケート調査

○調査方法：郵送による配布、回収

○回収率等

対象	配布数	有効回収数	回収率
18歳以上の市民	1,000人	323人	32.3%

② 文化芸術団体アンケート調査

○調査方法：郵送による配布、回収

○回収率等

対象	配布数	有効回収数	回収率
市内に活動拠点のある文化芸術団体	50件	41件	82.0%

③ 障害者アンケート調査

○調査方法：郵送による配布、回収

○回収率等

対象	配布数	有効回収数	回収率
障害者	50人	33人	66.6%

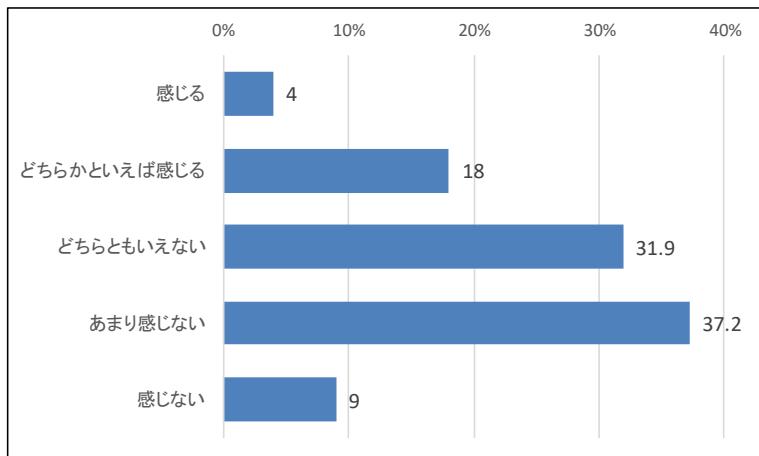
2. アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果

①-1 和歌山市を「文化的なまち」と感じますか (n=323)

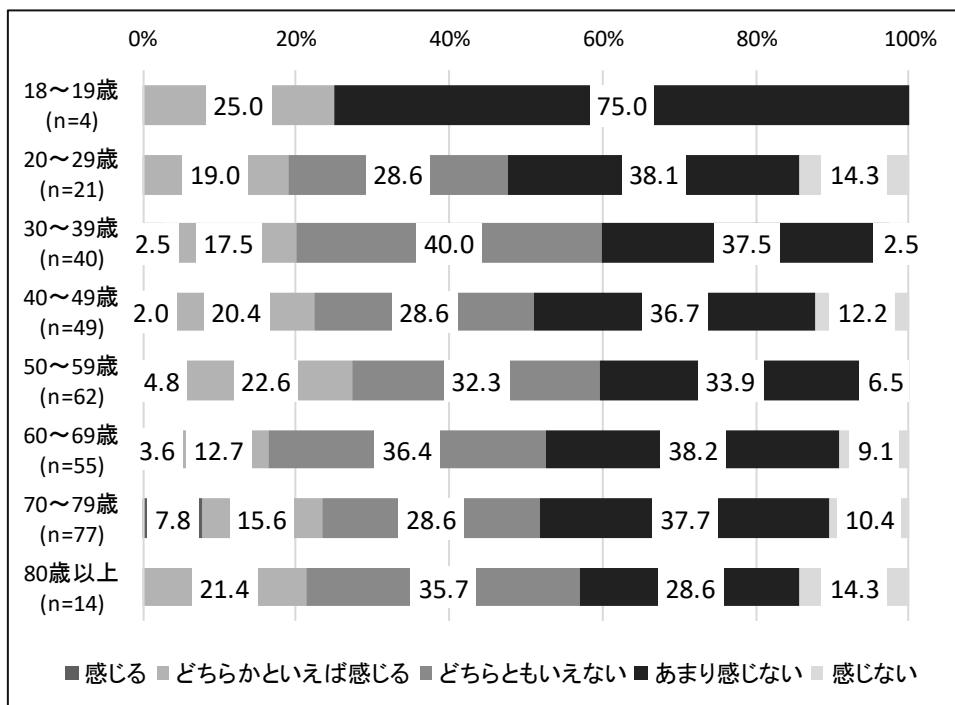
文化的なまちと「感じる」と「どちらかといえば感じる」の合計は22%です。

一方で、「あまり感じない」と「感じない」の合計は46.2%と否定的な割合が2倍を超えてます。



○ 年齢別の比較

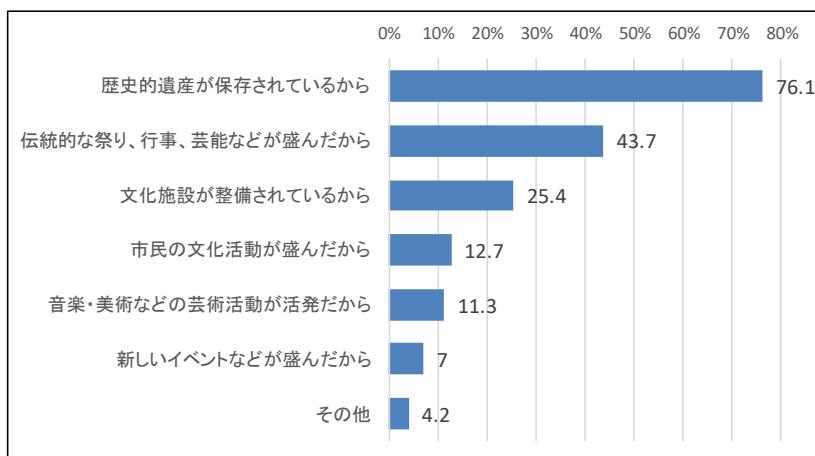
年齢別では、「文化的なまちと感じない（あまり感じない）」割合は、年齢が高くなるほど低くなる傾向が見られます。



①-2 和歌山市を「文化的なまち」と感じる理由 (①-1で「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した方。複数回答) (n=71)

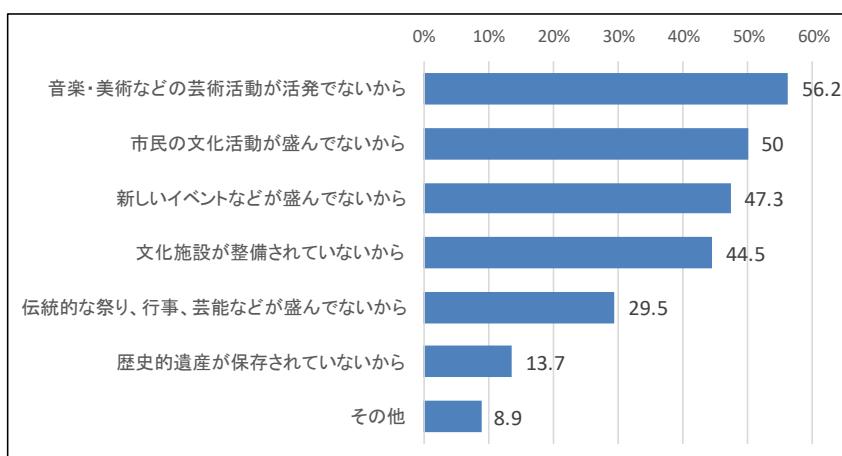
「歴史的遺産が保存されているから」が76.1%と最も高く、次いで「伝統的な祭り等が盛ん」43.7%、「文化施設の整備」25.4%が続いています。

一方で、「新しいイベントなどが盛んだから」は7%と最も低くなっています。



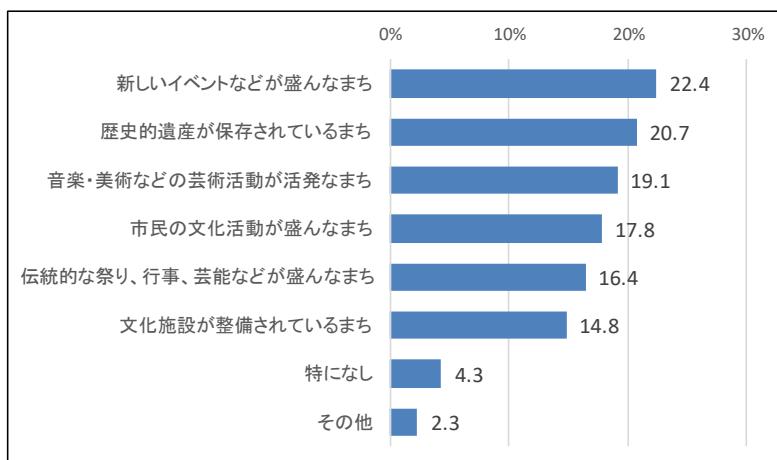
①-3 和歌山市を「文化的なまち」と感じない理由 (①-1で「あまり感じない」、「感じない」と回答した方。複数回答) (n=146)

①-2の回答とほぼ逆の結果となっています。「芸術活動が活発でない」、「市民の文化活動が盛んでない」「新しいイベントが盛んでない」がそれぞれ5割程度の割合となっています。



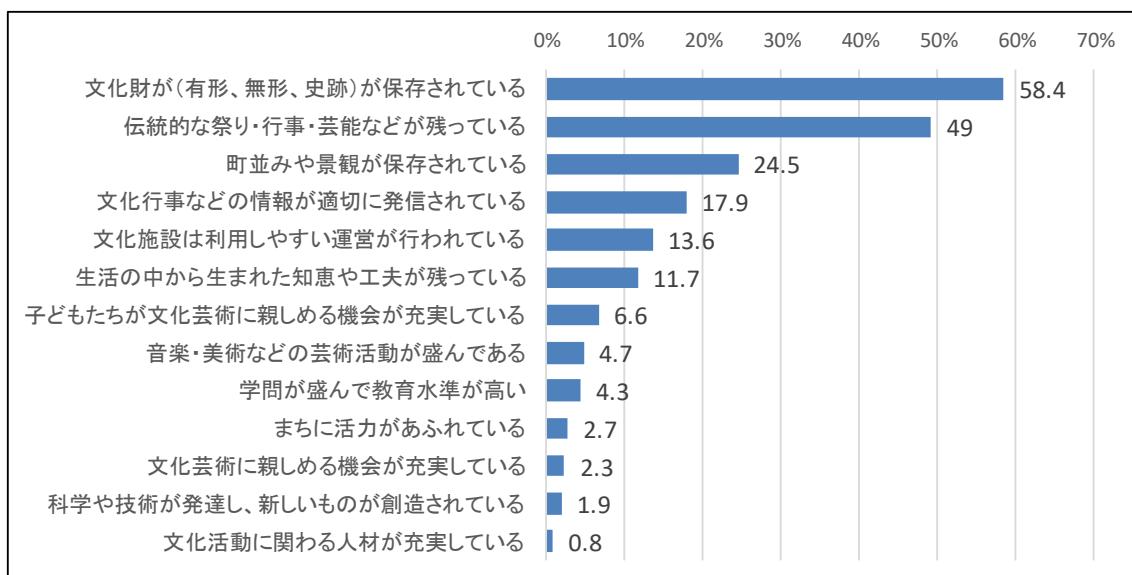
② 和歌山市を「文化的なまち」としてどのようなまちにしたいですか
(複数回答) (n=304)

「新しいイベント」、「歴史的遺産」、「芸術活動」の順となっています。各回答とも大きな差はなく、いずれの項目も期待されていることが見て取れます。



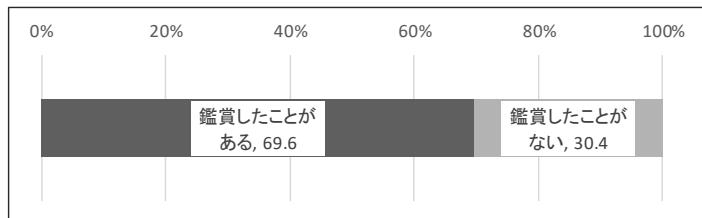
③ 和歌山市の文化の現状について持つイメージ (複数回答) (n=257)

「文化財が保存されている」が 58.4 %、「伝統的な祭りなどが残っている」が 49 %と高く評価されていますが、教育や人材などのソフト面は低い評価になっている傾向が見受けられます。



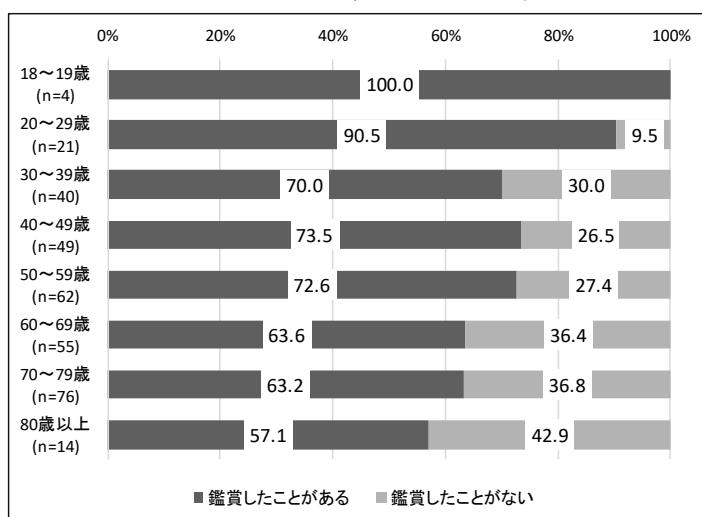
④-1 この1年間の文化芸術の鑑賞 (n=322)

「鑑賞したことがある」が約7割と多くの人が文化芸術を鑑賞しています。



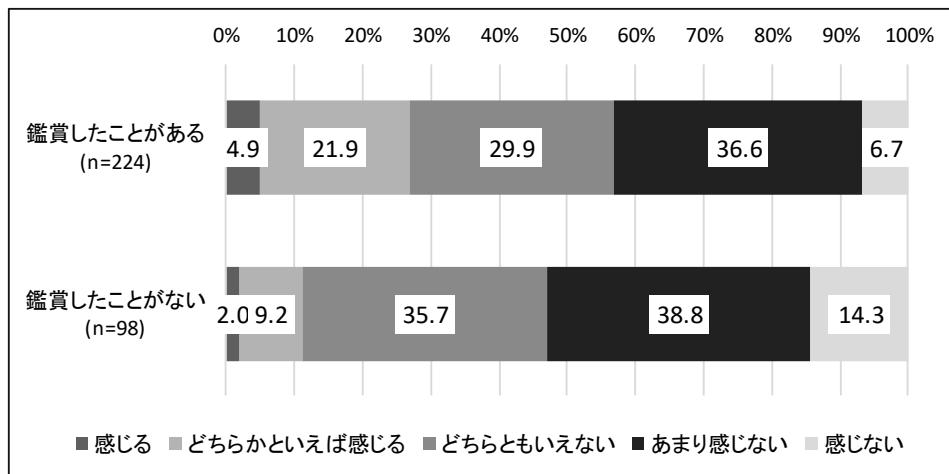
○ 年齢別の比較

年齢別では、年齢が高くなるほど「鑑賞したことがある」割合は減少傾向になっています。18～20歳代ではほとんどが鑑賞したことがあります、30～50歳代でも7割超の人が鑑賞しています。



○ 鑑賞の有無と和歌山市の「文化的なまち」の感じ方

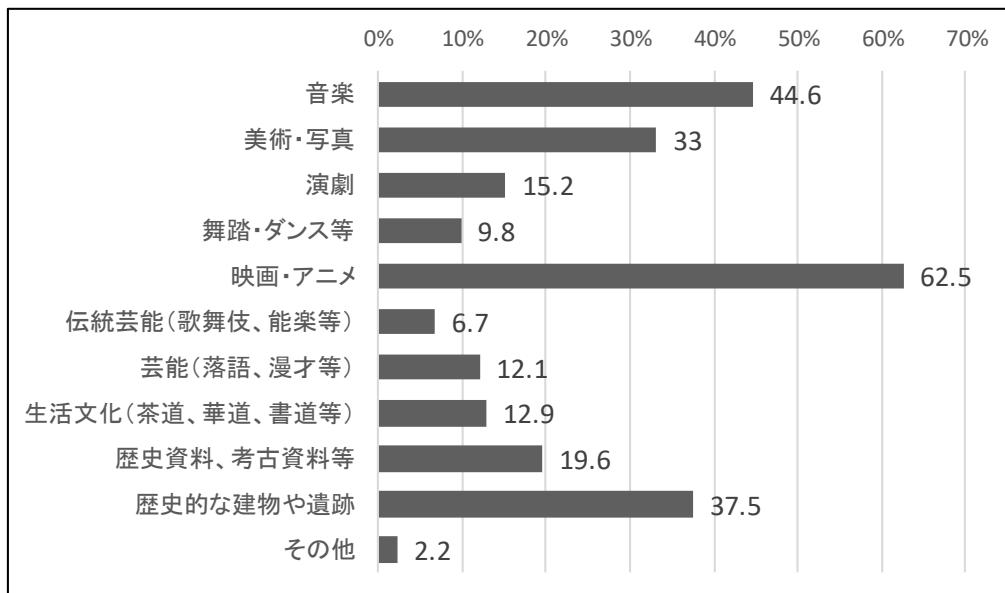
鑑賞の有無が和歌山市の文化的なまちの感じ方にどう影響しているかを見ると、顕著な差があります。「鑑賞したことがない」人は文化的なまちと感じている（どちらかといえば感じる）割合が合わせて11.2%であるのに対して、「鑑賞したことがある」人では同割合は26.8%と2.4倍になっています。



④-2 鑑賞内容（複数回答） (n=224)

鑑賞内容は、「映画・アニメ」が62.5%と圧倒的に高く、次いで「音楽」44.6%、「歴史的な建物や遺跡」37.5%と続きます。

一方で、低い方では「伝統芸能」が6.7%、「舞踏・ダンス等」が9.8%と1割を下回っています。



④-3 鑑賞回数

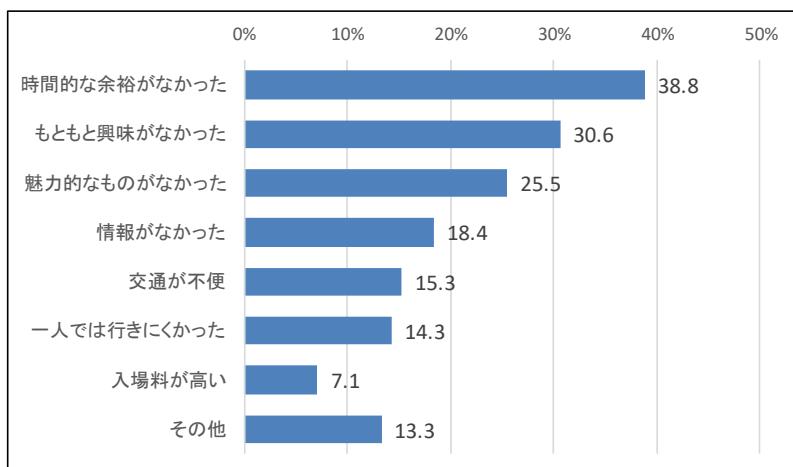
年間の鑑賞回数は各ジャンルともに1～4回がほとんどを占めています。鑑賞回数の多い「映画・アニメ」、「音楽」、「歴史的な建物や遺跡」では5～9回以上鑑賞されていることも見受けられます。

	内容	1～4回	5～9回	10～19回	20回以上	未回答	計
1	音楽	80	14	3	3	0	100
2	美術・写真	62	7	1	3	1	74
3	演劇	31	2	0	1	0	34
4	舞踏・ダンス等	19	0	1	1	1	22
5	映画・アニメ	102	21	8	7	2	140
6	伝統芸能(歌舞伎、能楽等)	13	1	0	1	0	15
7	芸能(落語、漫才等)	24	3	0	0	0	27
8	生活文化(茶道、華道、書道等)	22	4	0	3	0	29
9	歴史資料、考古資料等	37	4	1	2	0	44
10	歴史的な建物や遺跡	63	13	2	4	2	84
11	その他	3	1	0	0	1	5

④-4 鑑賞しなかった理由（⑧-1で「鑑賞したことがない」と回答した方。複数回答）（n=98）

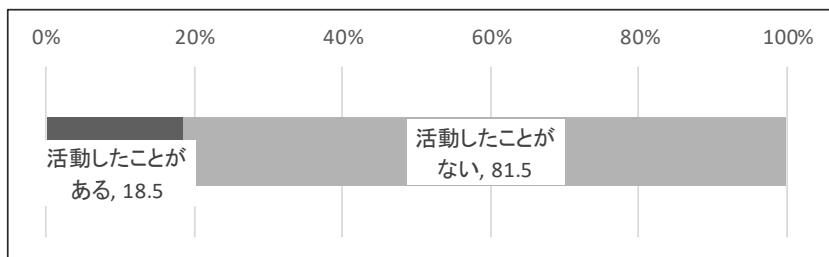
「時間的な余裕がなかった」が38.8%と最も高く、次いで「もともと興味がなかった」30.6%、「魅力的なものがなかった」25.5%と続いています。

一方で、低い順では「入場料が高い」7.1%、「一人では生きにくかった」14.3%、「交通が不便」15.3%となっています。



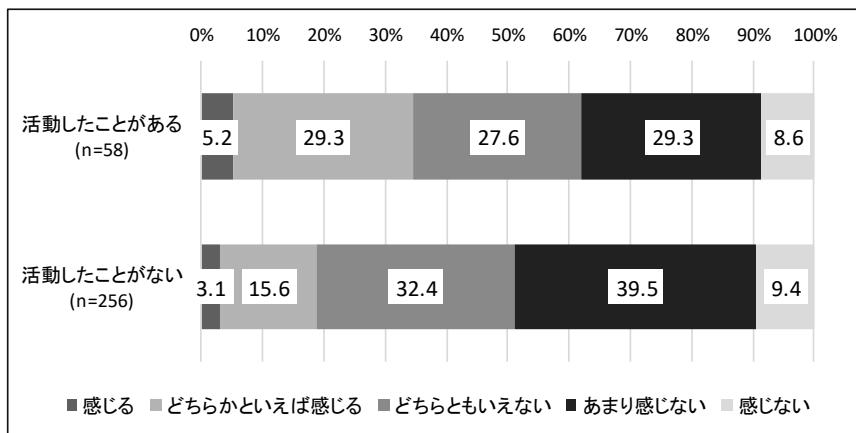
⑤-1 この1年間の文化芸術の活動（n=314）

「活動したことがない」が8割を超えています。



○ 活動の有無と和歌山市の「文化的なまち」の感じ方

鑑賞の場合と同様に感じ方に顕著な差があります。「活動したことがない」人は文化的なまちと感じている割合が 18.7 %であるのに対して、「活動したことがある」人では同割合は 34.5 %（鑑賞での同割合 26.8 %より高い。）と 1.84 倍になっています。

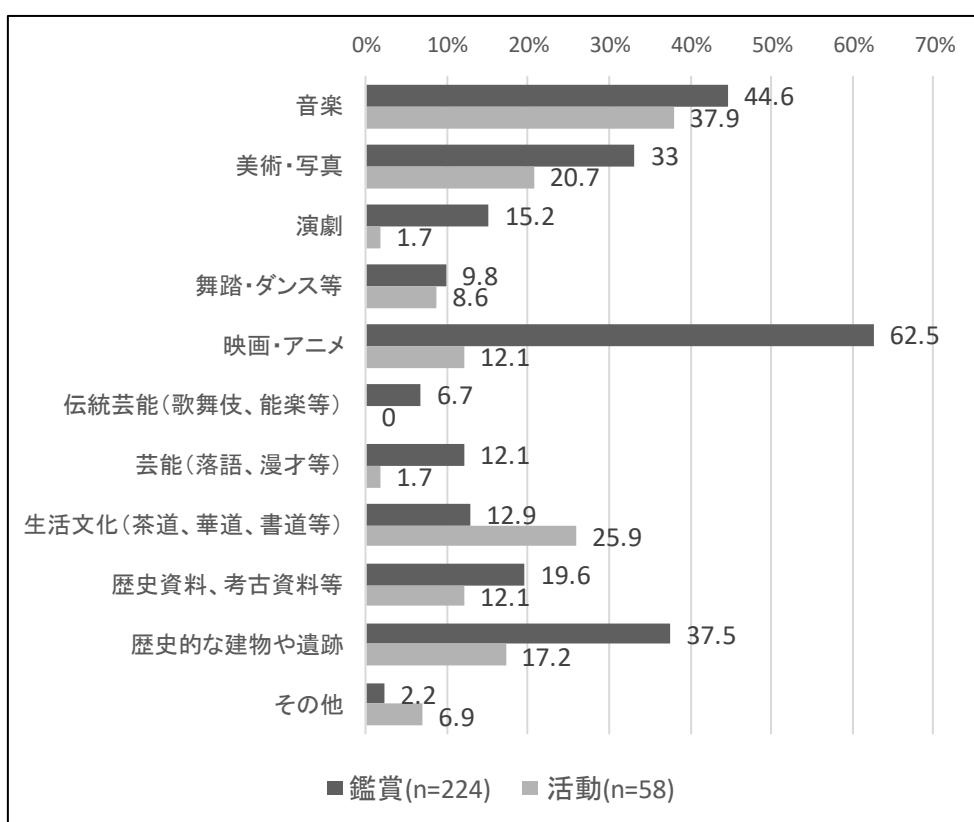


⑤-2 鑑賞内容と活動内容との比較（複数回答）

鑑賞の内容…④-2 に前掲

活動の内容…鑑賞と比べ活動で割合が上回っているのは、「生活文化（茶道、華道、書道等）」のみで 13 ポイント高くなっています。

それ以外は、すべて鑑賞割合が上回っています。特に、「映画・アニメ」と「歴史的な建物や遺跡」では大きな差があります。



⑤-3 活動回数

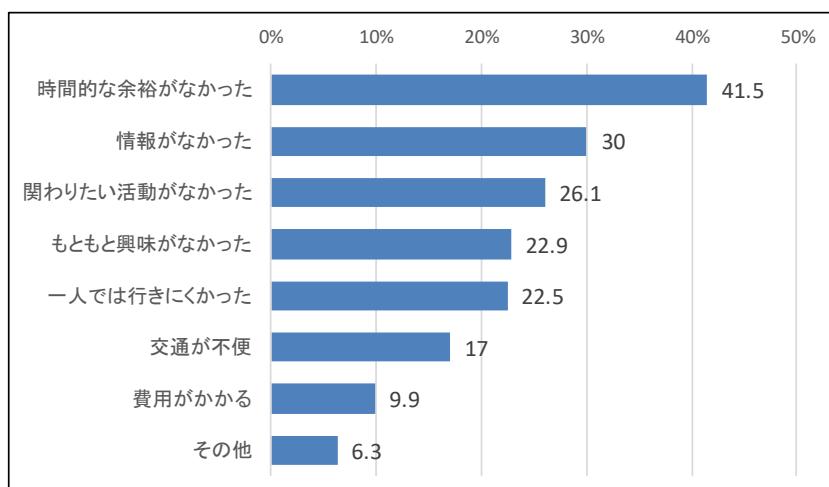
年間の活動回数は各ジャンルともに1～4回が最も多くなっています。「音楽」、「生活文化（茶道、華道、書道等）」は、20回以上の回答も多く、活動が活発に行われていることがうかがわれます。

	内容	1～4回	5～9回	10～19回	20回以上	未回答	計
1	音楽	10	3	2	5	2	22
2	美術・写真	8	2	1	1	0	12
3	演劇	1	0	0	0	0	1
4	舞踏・ダンス等	3	0	0	1	1	5
5	映画・アニメ	3	0	2	1	1	7
6	伝統芸能（歌舞伎、能楽等）	0	0	0	0	0	0
7	芸能（落語、漫才等）	0	0	0	0	1	1
8	生活文化（茶道、華道、書道等）	7	1	1	5	1	15
9	歴史資料、考古資料等	6	0	0	0	1	7
10	歴史的な建物や遺跡	7	0	0	1	2	10
11	その他	3	0	0	1	0	4

⑤-4 活動しなかった理由（⑤-1で「活動したことがない」と回答した方。複数回答）（n=253）

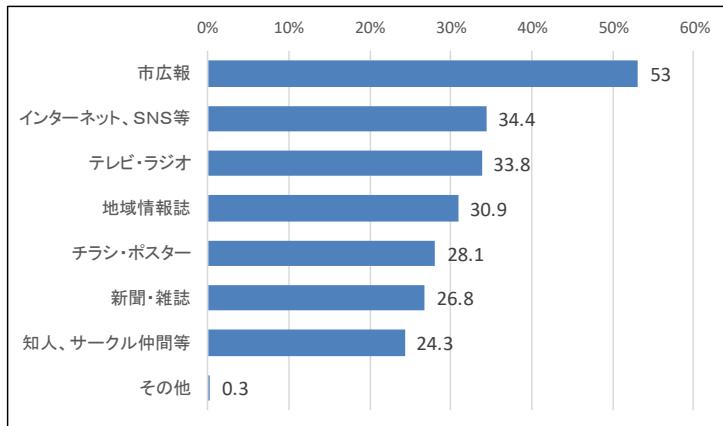
④-4 「鑑賞しなかった理由」と同じく、「時間的な余裕がなかった」が41.5%で最も高くなっています。次いで「情報がなかった」30%、「関わりたい活動がなかった」26.1%と続いています。

忙しいなかで文化芸術を鑑賞できない、活動できない人はそれぞれ約4割を占めています。



⑥ 文化芸術に関する情報の入手方法（複数回答）（n=317）

「市広報」が最も高い53%となっており、5割を超える人が「市広報」から情報を得ることができます。それ以外の情報ツールは20～30%台の割合となっています。



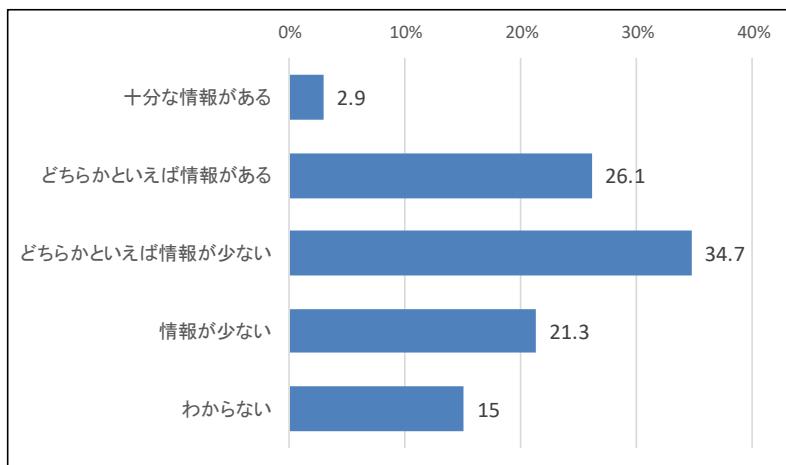
○ 年齢別の比較

年齢別で情報の入手方法を見ると、「インターネット、SNS等」では若年層で割合が高くなっていますが、高齢者ではありません利用されていない傾向が見られます。「市広報」は年齢にかかわらず広く情報の入手ツールとなっています。

年齢	市広報	チラシ・ポスター	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	地域情報誌	知人、サークル仲間等	インターネット、SNS等	その他	合計
18～19歳	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	100.0%
20～29歳	14.3%	19.0%	23.8%	19.0%	19.0%	23.8%	85.7%	0.0%	100.0%
30～39歳	57.5%	25.0%	32.5%	20.0%	47.5%	22.5%	55.0%	0.0%	100.0%
40～49歳	51.0%	30.6%	32.7%	20.4%	34.7%	20.4%	61.2%	2.0%	100.0%
50～59歳	48.4%	24.2%	32.3%	25.8%	30.6%	22.6%	30.6%	0.0%	100.0%
60～69歳	65.5%	30.9%	34.5%	38.2%	34.5%	23.6%	21.8%	0.0%	100.0%
70～79歳	58.4%	33.8%	36.4%	28.6%	24.7%	24.7%	7.8%	0.0%	100.0%
80歳以上	28.6%	14.3%	28.6%	21.4%	7.1%	42.9%	0.0%	0.0%	100.0%

⑦-1 情報量 (n=314)

「十分な情報がある」2.9%と「どちらかといえば情報がある」26.1%を合わせた「情報がある」と感じている割合は29%、一方で、「どちらかといえば情報が少ない」34.7%と「情報が少ない」21.3%を合わせた「情報が少ない」と感じている割合は56%となっています。情報量について満足できていない人が多くいることが認められます。



⑦-2 情報量が少ないと思う理由。（自由意見）

【1. 情報発信について】

- ・ 情報にふれる機会がない。
- ・ 普段の生活や行動範囲内での情報が少ない。
- ・ 情報を知ったときには行事が終わっている。
- ・ 市民の発信力が弱い。
- ・ 行事によって情報発信が異なっていて不便。
- ・ わざわざ調べないとわからない情報が多い。
- ・ 情報入手のルートが不明。何もしなければほとんど入ってこない。
- ・ ポスターやチラシを置いているところがよく行く場所に無い。
- ・ ネット検索をしないとわからない事が多いのでコミセンでもっとわかりやすく掲示してほしい。

【2. インターネット、SNS等について】

- ・ ネットは検索しないとわからない。
- ・ ネットで検索が難しい。
- ・ SNSやチラシでたまたま見かけた情報は知ることができるが自分から知ろうとしない限り調べることはない。
- ・ ネットなどで情報を探すがほしい情報にたどり着かない。
- ・ ネット環境がない。
- ・ 高齢者にはそう言うものは使えないし大変不便を感じています。
- ・ 検索しても情報がない、ホームページ等があったとしても情報量やアピールが少ない。

- ・ SNSからの発信をもっと増やしてほしい。

【3. 市広報、メディア等について】

- ・ テレビ和歌山、NHK等は終ってからのがほとんど、もっと事前の参加の呼びかけをしてほしい。
- ・ 市広報などのチラシ以外に広告、宣伝を頻繁に行っていない。
- ・ 市としてのアピールがまだまだ弱い。
- ・ 地域にバラツキがある。和歌山市は広く、一部地域だけではなく、すべての地域の情報を見たいと思う。
- ・ 行政が主催している文化芸術に関する情報を市報わかやま等と一緒に提供をするのが少ない。
- ・ 市広報当は月1回のみで頻繁には見られない。
- ・ 市政ニュースなど紙情報を多くしてほしい。
- ・ 市広報は数年来コンセプトが変わってないので見る気がしない。興味ある中身であれば文化情報を収集したいと思う。
- ・ 市広報（回覧）が回ってくるのが遅く間に合わない。
- ・ 友人に教えてもらったりしているが、テレビやラジオでの情報がほしい。
- ・ アパートに居住しており、市広報や回覧板などが来ないので情報が少ない。

【4. その他】

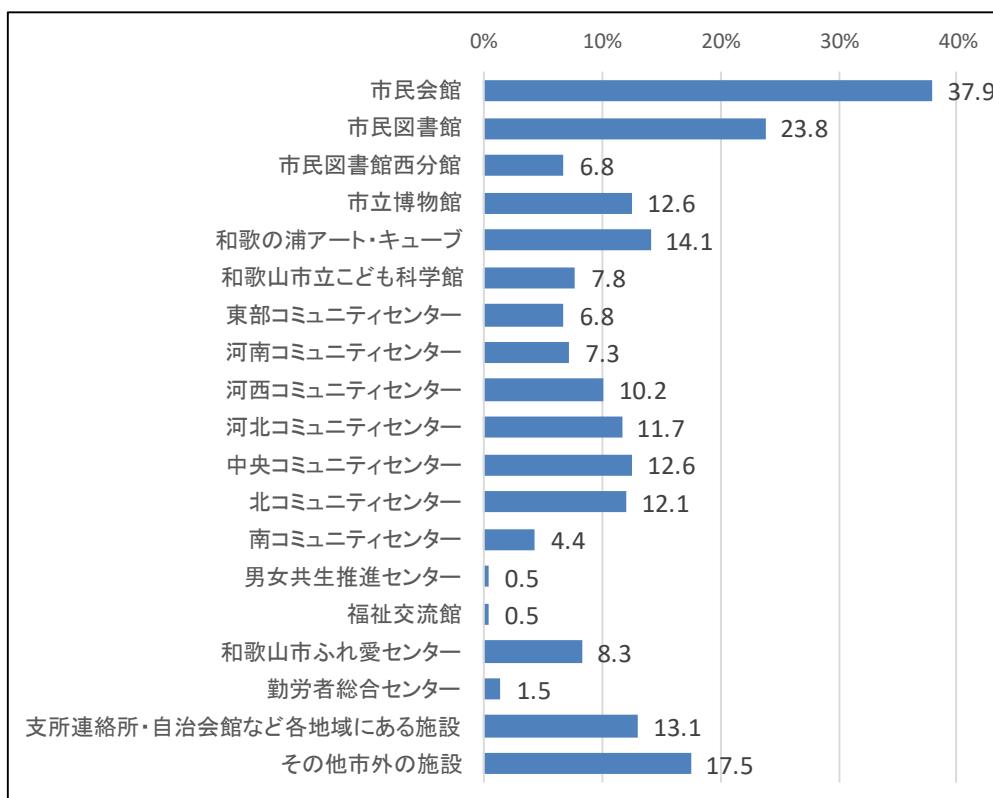
- ・ 和歌山市内では新聞やフリーペーパー以外のところから情報を得にくい。
- ・ 「電話で問い合わせて下さい」というのがわざらわしい。
- ・ 情報はどちらかと言えば内向き（知っている人だけが知る）で外部に発信している感じがない。
- ・ 情報の発信元が一元化されず周知されていないため情報を知る機会が少ない。

⑧ この1年間に、文化芸術に関して利用した施設（複数回答）（n=206）

市内で規模が大きく、収容力の高い施設である市民会館37.9%、市民図書館23.8%の利用頻度は高く、次いで和歌の浦アートキューブ14.1%、市立博物館12.6%の順となっています。

コミュニティセンターでは、高い順に中央、北、河北、河西、河南、東部、南となっています。

一方で、「その他市外の施設」も17.5%と高い割合になっており、市内施設以外へのニーズも多くあることが見て取れます。



○ 居住地域別の比較

回答者の居住地域と施設の利用状況についてまとめました。

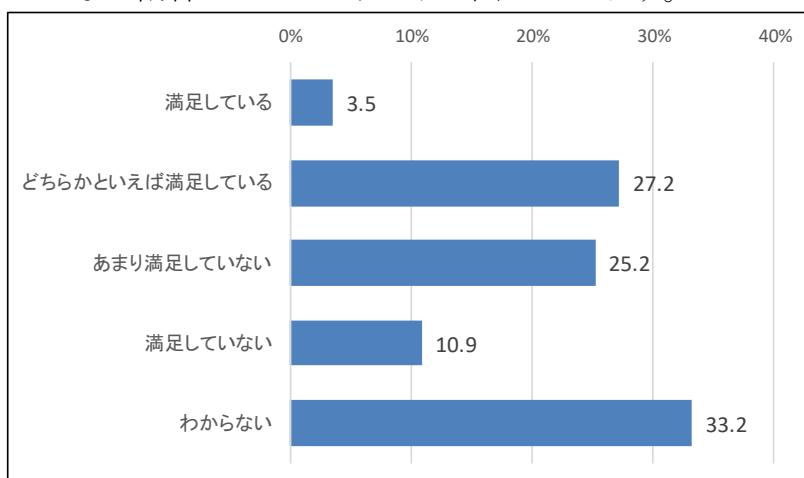
色塗りで囲った枠が各施設のある地域です。ほとんどの施設において、その利用施設のある地域住民が最も多く利用していることがわかります。(利用者は地域住民が1位なしは2位となっている。)

特に、コミュニティセンターは地域住民の利用が高いことが顕著となっています。(例外として、南コミュニティセンターは2018年5月にオープンしたため文化芸術の催し等について認知度が低いものと推測されます。)

施設名	地域	1.中心部	2.南部	3.東部	4.東南部	5.河西部	6.河北部	全体
市民会館	1	22	6	15	2	17	13	75
市民図書館	1	15	5	7	3	12	5	47
市民図書館西分館	5	1	1	0	0	11	1	14
市立博物館	1	10	1	4	1	5	5	26
和歌の浦アート・キューブ	2	10	3	2	2	8	2	27
和歌山市立こども科学館	1	3	3	4	1	4	1	16
東部コミュニティセンター	4	0	3	1	8	1	1	14
河南コミュニティセンター	3	3	1	8	0	3	0	15
河西コミュニティセンター	5	2	1	0	0	17	1	21
河北コミュニティセンター	5	3	1	0	0	16	4	24
中央コミュニティセンター	1	9	2	3	2	6	2	24
北コミュニティセンター	6	2	1	1	0	5	15	24
南コミュニティセンター	2	3	2	1	0	3	0	9
男女共生推進センター	1	1	0	0	0	0	0	1
福祉交流館	1	0	0	0	0	1	0	1
和歌山市ふれ愛センター	1	5	1	1	1	2	6	16
勤労者総合センター	1	1	0	0	0	1	1	3
支所連絡所・自治会館など 各地域にある施設	-	9	0	5	2	8	3	27
その他市外の施設	-	16	5	3	0	10	2	36

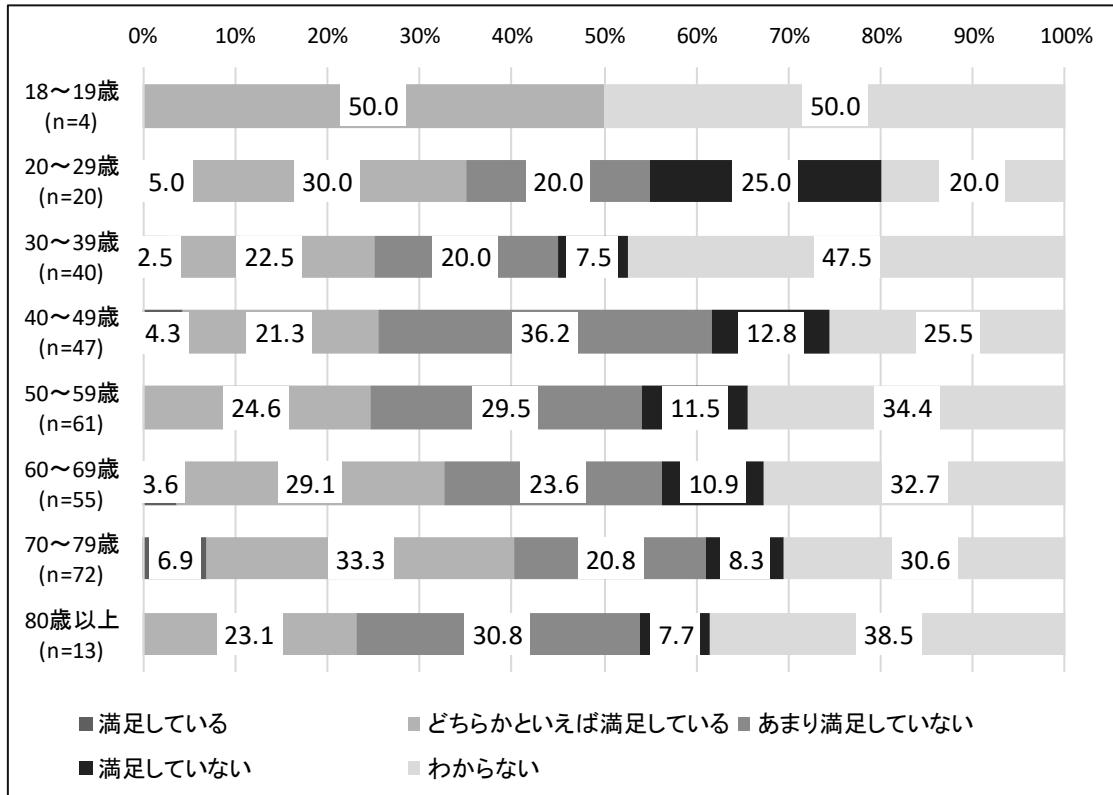
⑨-1 文化施設の満足度 (n=313)

「満足している」3.5%と「どちらかといえば満足している」27.2%を合わせた割合は30.7%、一方で、「どちらかといえば満足していない」25.2%と「満足していない」10.9%を合わせた割合は36.1%と満足していない割合が5.4ポイント上回っています。



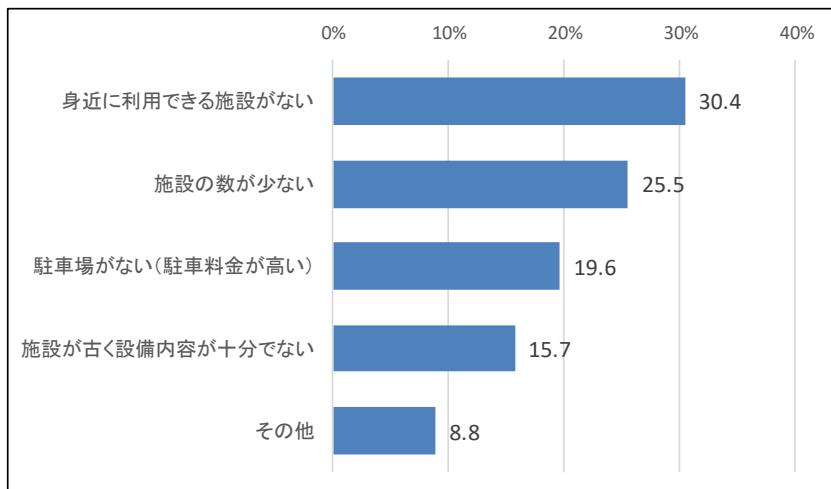
○ 年齢別の比較

年齢別で見た施設の満足度はバラツキが見られます。回答数の少ない若年層を除くと、満足度が高いのが70歳代で、逆に低いのが30代、40代、50代、80代以上です。



⑨-2 満足していない理由 (n=102)

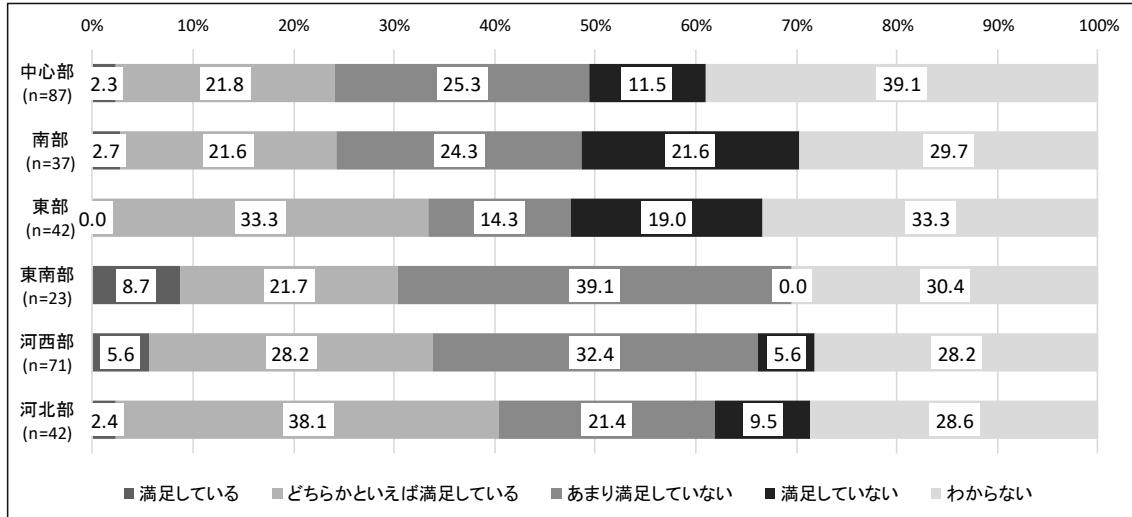
「身近に利用できる施設がない」が30.4%と最も高く、次いで「施設の数が少ない」25.5%、「駐車場がない（駐車料金が高い）」19.6%、「施設が古く設備内容が十分でない」15.7%の順となっています。



○ 地域別の満足度

- ・満足度が高い地域…河北部
- ・満足度が拮抗している地域…東部
- ・満足度が低い地域…中心部、南部、東南部、河西部

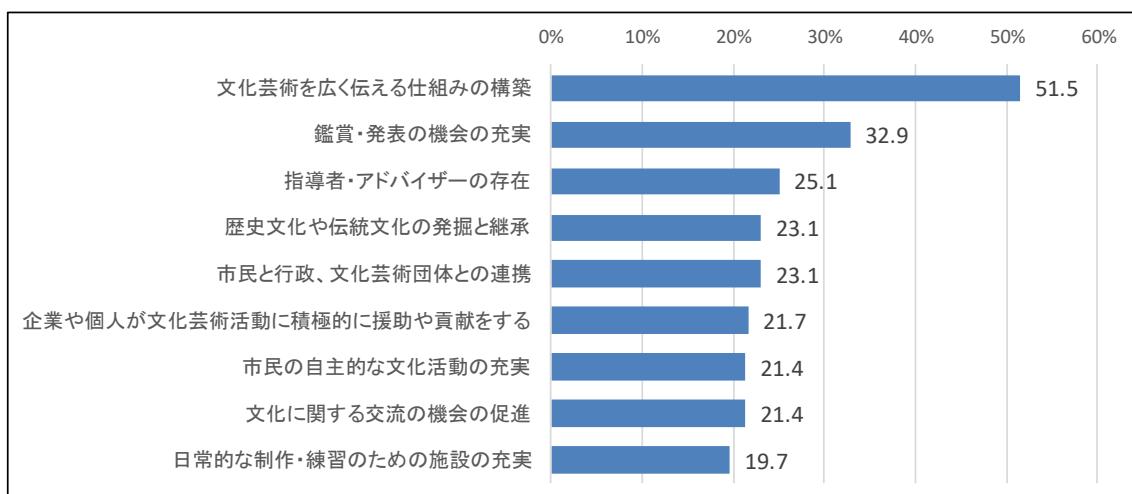
※河北部には北コミュニティセンターがあり地域住民の利用が高くなっています。



⑩ 文化を豊かにするために必要なこと（複数回答）(n=295)

「文化芸術を広く伝える仕組みの構築」が 51.5 %と最も高く、次いで「鑑賞・発表の機会の充実」 32.9 %、「指導者・アドバイザーの存在」 25.1 %の順となっています。

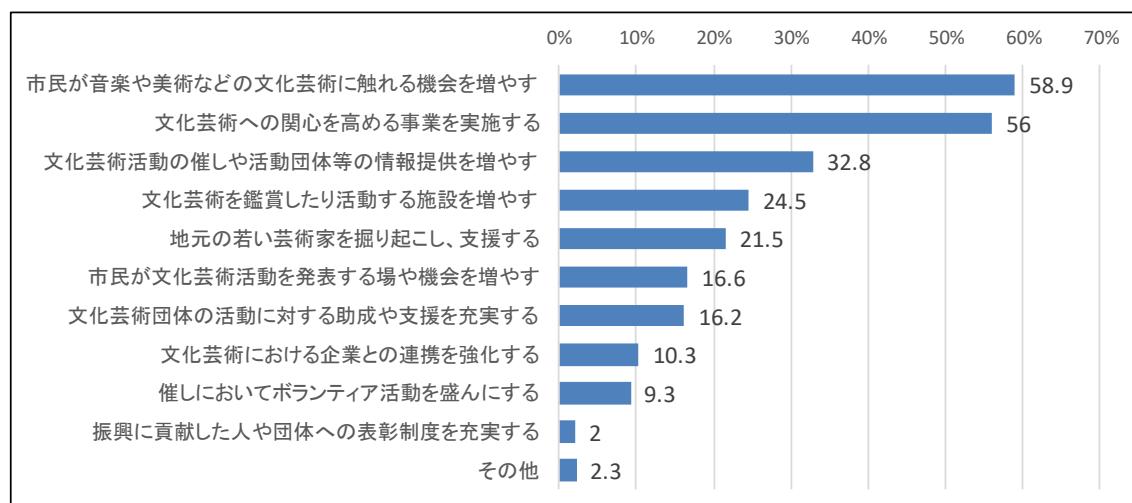
一方で、最も低いのが「日常的な制作・施設のための施設の充実」が 19.7 %ですが、他の項目との差は小さく、すべての項目が重要な要素であると考えられます。



⑪ 文化を豊かにするために和歌山市（行政）が力を入れるべきこと (複数回答) (n=302)

「市民が音楽や美術などの文化芸術に触れる機会を増やす」が 58.9%、「文化芸術への関心を高める事業を実施する」が 56%と 5割以上の人から機会づくりと関心を高める取り組みが重要だと考えられています。

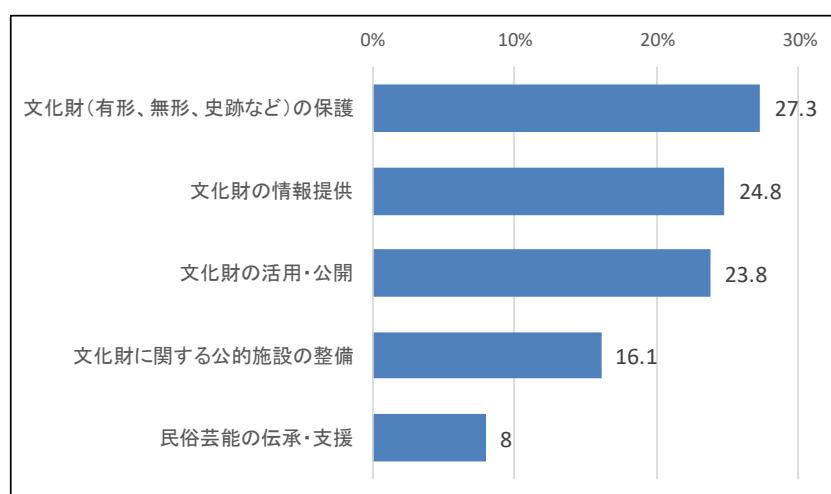
また、情報提供、施設の増加、芸術家の支援もそれぞれ 20%以上の割合となっています。



⑫ 文化財に関して和歌山市（行政）が力を入れるべきこと (n=286)

「文化財の保護」が 27.3%と最も高く、次いで「文化財の情報提供」 24.8%、「文化財の活用・公開」 23.8%の順となっています。

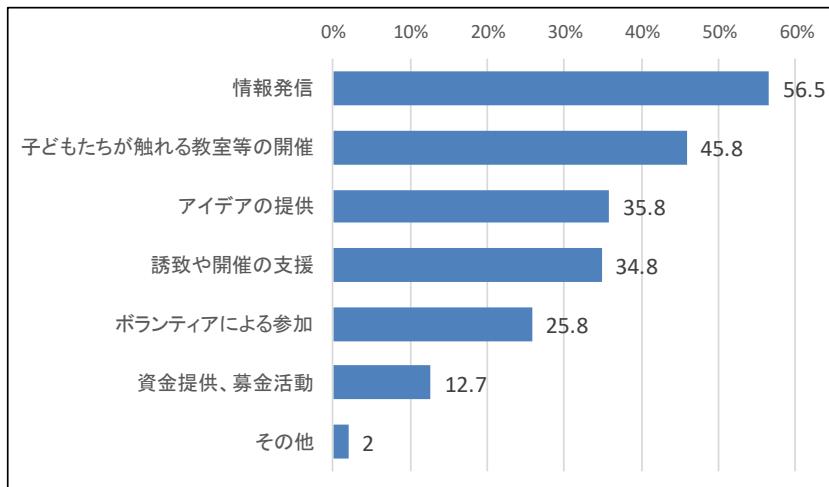
一方で、「民俗芸能の伝承・支援」は 8%と最も低くなっています。



⑬ 文化芸術活動振興のために市民の担う役割（複数回答）（n=299）

「情報発信」が56.5%と最も高く、次いで「子どもたちが触れる教室等の開催」45.8%の順となっています。

一方で、「資金提供、募金活動」は12.7%と最も低くなっています。

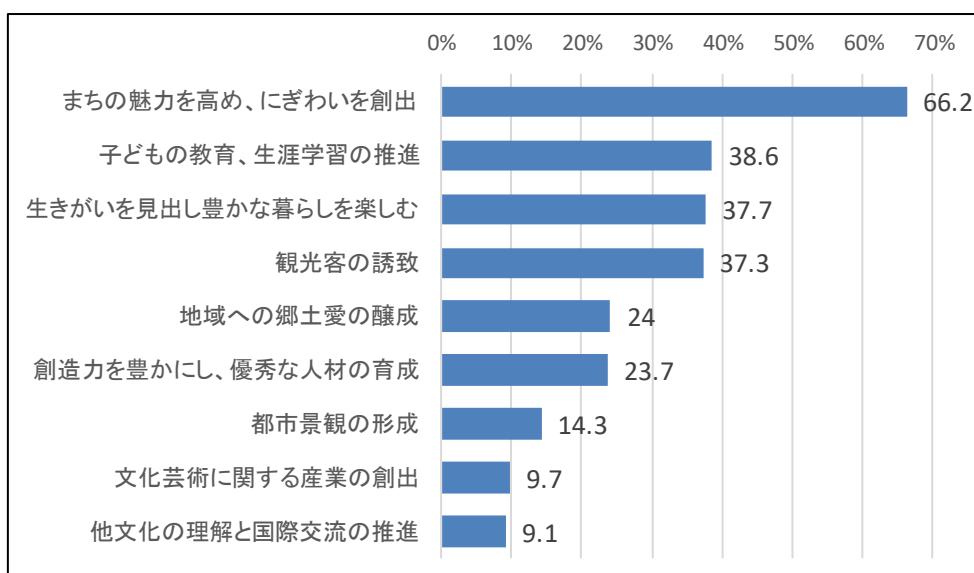


⑭ 文化芸術の振興により期待できる効果（複数回答）（n=308）

「まちの魅力を高め、にぎわいを創出」が66.2%と圧倒的に高くなっています。次いで

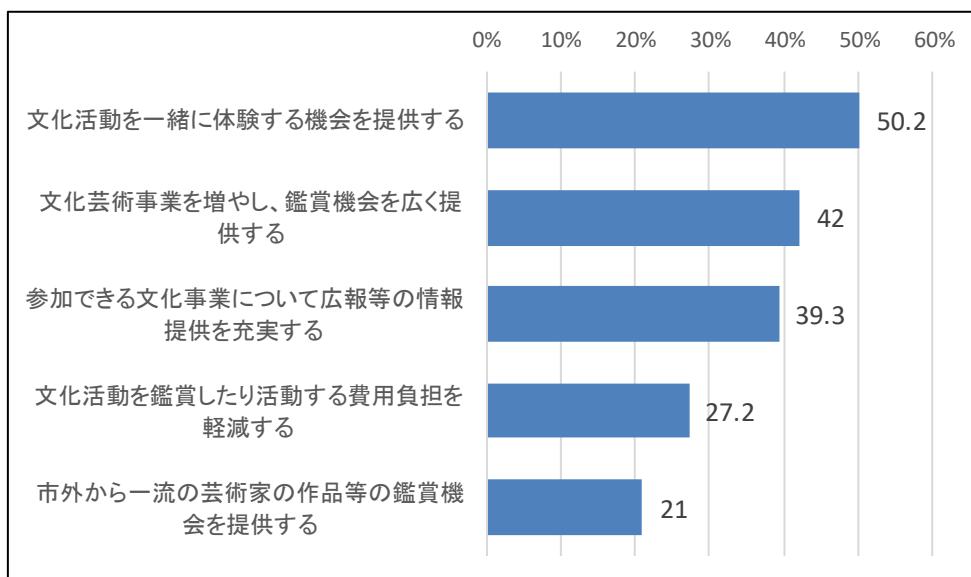
「子どもの教育、生涯学習の推進」、「生きがいを見出し豊かな暮らしを楽しむ」、「観光客の誘致」がそれぞれ4割近い割合となっています。

一方で、「他文化の理解と国際交流の推進」、「文化芸術に関する産業の創出」は9%台にとどまり低い効果と考えられています。



⑯ 次世代を担う子どもの人材育成のために重視すべき取り組み（複数回答）
(n=305)

「文化活動と一緒に体験する機会を提供する」が50.2%と最も高く、次いで「文化事業を増やし、鑑賞機会を広く提供する」42%、「参加できる文化事業について広報等の情報提供を充実する」39.3%の順となっています。



○ 自由意見 1

文化・芸術の現状や課題について

【1. 情報について】

- ・ 情報発信が少ない。
- ・ 知りやすい情報の提供。
- ・ 市のホームページでの検索が難しく探すのが面倒になります。
- ・ イベント終了後に、そのイベント情報を知ることが多い。SNS等を通じていろんな人に発信する手段があるので積極的に活用してほしい。
- ・ 誰もがわかりやすく楽しめる興味がわく広報をしてほしい。
- ・ 広報誌、ニュース和歌山等の発信は貴重で有難い。

【2. 内容について】

- ・ 和歌山市の文化芸術についてよく知らない人がほとんどだと思うので、まず市民に知ってもらえる環境をつくる必要がある。
- ・ あまり興味のあるものがなく変化がない。興味の持てるることを催してほしい。
- ・ いつも同じで2回行きたいと思わない。
- ・ 興味を持って参加できるような企画の充実。
- ・ 若者と共にアイデアを出し合いもっと工夫してほしい。まちが生き生きとしてないと文化芸術に意識を向ける余裕が生まれないのが現状です。
- ・ 関心を高めさせること。県外からも人を呼べる魅力ある催し、特別展などの開催。
- ・ 写真や絵画のサークルが増えてほしい。お年寄りのサークルはあるが、若者対象のサークルは少ない。

【3. 支援について】

- ・ 文化芸術は土地や風土から生まれるものなので、いきなり支援活動をして広報や機会の創出をしても意味がないと考えます。
- ・ もっと一流の人たちを招待してレベルアップを図らなければと思います。それには企業などから援助していただいて企業と共にレベルアップを図ればと思います。

【4. 機会の提供について】

- ・ 専門的な人だけが文化芸術を楽しむのではなく、庶民も楽しめるようにする必要がある。
- ・ 音楽を志す学生、一般の人を対象にしたコンクールや大きな演奏会などがあれば他府県からも人が集まり、市が活気づくのではないかと思います。
- ・ まず子どもたちが楽に参加出来やすい環境と感心を持てるよう、大人が努力してあげるべき。
- ・ 高齢者の出席回数を増やす、元気な人づくり。
- ・ スマホ等の普及で、鑑賞の為に外出する機会が少ないと思います。

- ・ 一流の美術・エンターテイメントは市外へ出かけないとなかなか鑑賞できません。和歌山での開催をもっと増やして特に地元の若い世代が気軽に鑑賞できる機会が好ましいと思います。市外からも鑑賞+観光に来られる方も増えると思います。
- ・ スポーツでは子どもたちの感心が高いように思えます。それと同じくらいの感心が高まってほしいと思います。その為にはやってみたくなるような機会を大人が作らねばなりません。
- ・ 子どもたちに多くの文化芸術に触れる機会を作ってほしい。学校の行事として音楽、演劇鑑賞等に予算を振ってほしい。若い感性に働きかけたら一生の宝物になると思う。

【5. 保存と継承について】

- ・ 和歌山には歴史的遺産が多い。その保存と整備を広く県民に知らせる。

【6. 場所について】

- ・ まちのいろんなところにアートや芸術的なものがあると楽しいと思う。
- ・ 年配の人で時間やお金の余裕があってもその場所に行く乗り物や自分で行けない人が地域に多くいます。文化芸術に参加できるにはやはりまわりの協力が必要ではありますが、なかなかそれも出来ないのが現状です。
- ・ 各コミセンで芸術・美術の鑑賞ができれば高齢者も参加しやすいと思う。
- ・ 市の東部に住んでいるので施設に出かけるには車、交通機関が必要。市民会館、図書館、博物館等の催しを見たいと思っても億劫になる。

【7. 施設について】

- ・ 忙しい若い世代にもっと文化芸術に触れてもらいたいと思っています。気軽に足を運べる施設になれば若い人はもちろん、年配の足の悪い人の出かけるきっかけになるかも。
- ・ 市内の施設に一流の芸術家を招き鑑賞機会を設けていただきたい。現在、若者の芸術鑑賞離れは著しいと感じています。
- ・ 良い施設があるので、もっと活用して県外からも見に来てもらえる企画を期待します。
- ・ 文化芸術に触れる機会が少なく、施設も充実していない。何かイベントが行われるのはいつも中心部であり交通の便もよいとは言い難い。

○ 自由意見 2

市が取り組む文化施策等について

【1. イベント内容について】

- ・ 文化的な魅力が感じられる都市になれば素敵だと思う。子どもから老人まで楽しめるいろいろな催しがあれば参加も増え良いと思う。
- ・ 大阪や京都などに比べ文化的なバリエーションが少ない気がします。
- ・ お城をもっと利用したイベントなど行ってほしい。
- ・ 海外の人ばかりを招いていて市民用ではない気がする。
- ・ 若者文化（オタク文化でも可。アニメ、鉄道、ゲーム等）に目を向けてほしい。
- ・ 今でもいろんな事に取り組んで頂いていますが、市が行う催しに一人でも参加しやすい（1人では参加しにくい事もあります）施策を検討してください。
- ・ ジョギング練習会や婚活イベント等で県や市が盛り上げてくれているのを感じる。市長も様々なイベントに本人出席してくださっているのは好感が持てる。文化施策についても、何か小さなことからでも市民が参加できるようなイベントの企画をやってほしい。
- ・ 一過性のイベントよりも文化の心を育むことが必要。
- ・ その場限りのイベントを増やすより、市民や市が一体となれるイベントや文化交流を期待する。設備が整っていても施策の内容が今一だと活用できていないようでもったいない。

【2. 広報、PRについて】

- ・ もっと新しさのアピールに力を入れてほしい。
- ・ 音楽鑑賞やお笑いの文化は市民に対し知れわたっているが、伝統芸能（かぶき・能）とか生活文化（茶道・華道）などはあまり知られていない気がする。その良さ、知識を広めていったらどうか。
- ・ PR活動が不足している。和歌山市の歴史、文化財等を紹介する映画・ビデオ等を充実させて各小学校などで上映させる。
- ・ 市がどんな文化施策に取り組んでいるのかわからないため、もう少し情報を発信してほしい。
- ・ 高齢化社会で寝たきり老人を減らす為にも積極的に参加出来るよう働きかけていけばいい。

【3. 支援等について】

- ・ 市民の自主・自立的な活動への支援にとどめるべきだと考えます。
- ・ 書道等の講師に公共団体が謝金を補助したりするといい。文化芸術に市民が取り組むときお金がいらないようにする必要がある。
- ・ アンケート対象者は頸髄損傷のため寝たきり生活です。どんな状態の人でも文化や芸術に触れる機会があればと考えています。（代筆者 担当ケアマネ）

【4. 子どもへの施策について】

- 市内に子どもも一緒に楽しめる場所はありますが、どれも1日過ごすことは難しいです。1日中飽きずに夢中になれる場所で、和歌山の文化を知り体験もできる場所があれば自然と広まって活気も出てくるのかなと思います。1度行って終わりではなく、また行きたいと子どもが思える場所なら、子育て世代としては何度でも利用したいと思います。
- 子どもの頃から芸術に取り組むようにしてほしい。裕福な家庭の子どもだけが優遇されていなか考へてほしい。

【5. 文化芸術の環境について】

- 和歌山城周辺、和歌浦、和泉山脈の山並み等の歴史的景観・自然環境をいつまでも保存できるように願っています。
- 和歌山市には史跡、歴史が色々あるので、次の世代に残すことが大事だと思います。
- 和歌山には歴史的価値の高いものがたくさんあり、その良さを市民が再認識できて愛着が持てるような施策をお願いしたい。

【6. 施設等について】

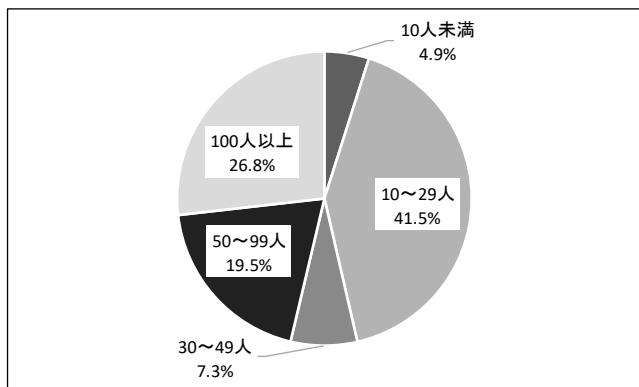
- 箱（建物）物のみではなく、年間を通して中身の充実を図ってほしい。
- 砂山地域にコミセンを建ててほしい。
- 中央コミセンは文化活動に使いやすいが駐車場が少ない。市民が一日中過ごせる公共施設がほしい。こども科学館は飲食スペースがない。もう少し使う側のことを考えて公共の建物を作るべき。
- 郊外に住んでいると、コミセンなどで小さな催しがあればもっと参加しやすいと思う。
- 市民会館の展示室へ世界児童画展を見に行った時ですが、子どもがいるので正面から入りましたが入り口に灰皿があり喫煙所になっていました。大人の目線から判断し喫煙場所を決めたものでしょうが、これが和歌山市のやり方、レベルなのかと市民として「世界中の子どもたちの画を展示する場所に相応しくない」恥ずかしく、申し訳なく思いました。
- 他府県の会館などを利用する事がありましたが、建物自体は近代的ですが内部はクラシカルな要素があり重厚な感じで素敵でした。和歌山市にもこんな施設があれば良いのにと思いました。建物を見るだけでも行きたくなる様だといいな、と思います。
- 奈良県の夢風ひろばや熊本県の城彩苑等、文化財の近くに観光客を呼び込む施設を作ることが必要だと思います。
- 新しい市民会館、図書館が出来るのは嬉しいのですが両方とも以前より小さくなるので中途半端な気がします。駐車場も少なそうだし。交通の便が悪いので近くにアートキューブの様な会館が出来たら嬉しいです。
- 和歌山市駅の駐車料金は高く、県立図書館やメディアアートホールでは駐車料金が不要なので、市立より県立の方を利用する。建築中の市民会館の駐車場確保も考えてほしい。

- ・ 駐車場の利用がしやすい環境を作ってほしい。例えば図書館、博物館のある駐車場は普段は問題ないが、催しがある期間は急に駐車スペースが無くなる。その時の対策を駐車場に提示してほしい。

(2) 団体アンケート調査結果

① 構成人数 (n=41)

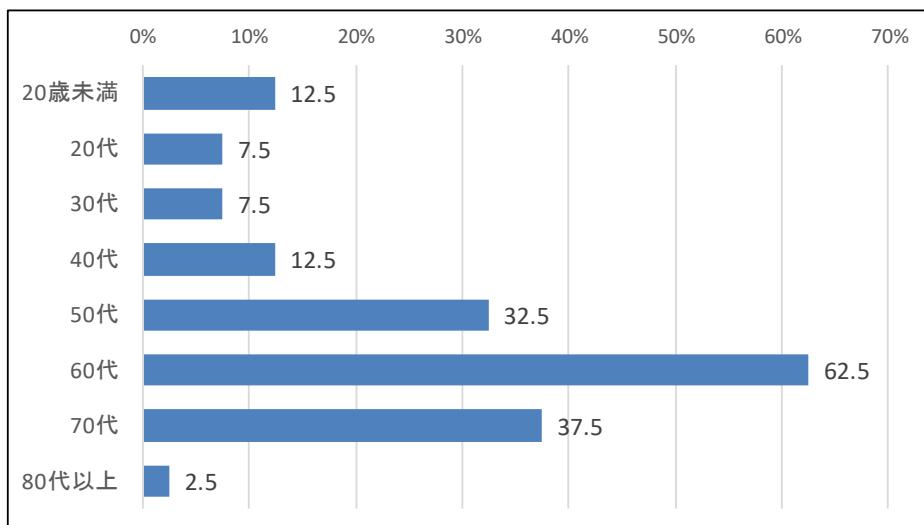
団体の構成人数は、「10～29人」が41.5%と最も高く、次に「100人以上」26.8%、「50～99人」19.5%の順となっています。50人以上の規模の大きい団体が合計で46.3%を占めています。



② 中心年代（複数回答）(n=40)

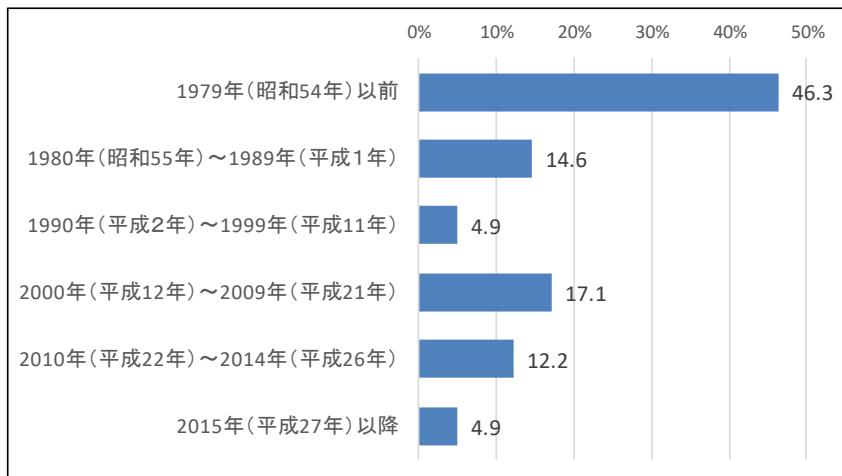
60歳代が62.5%と最も高く、多くの団体で中心となって活躍されています。次いで高いのが70歳代で37.5%となっています。これらから、団体の中心年代は高齢化していると言えます。

一方で、40歳代以下の若い世代は少ない傾向が見られます。



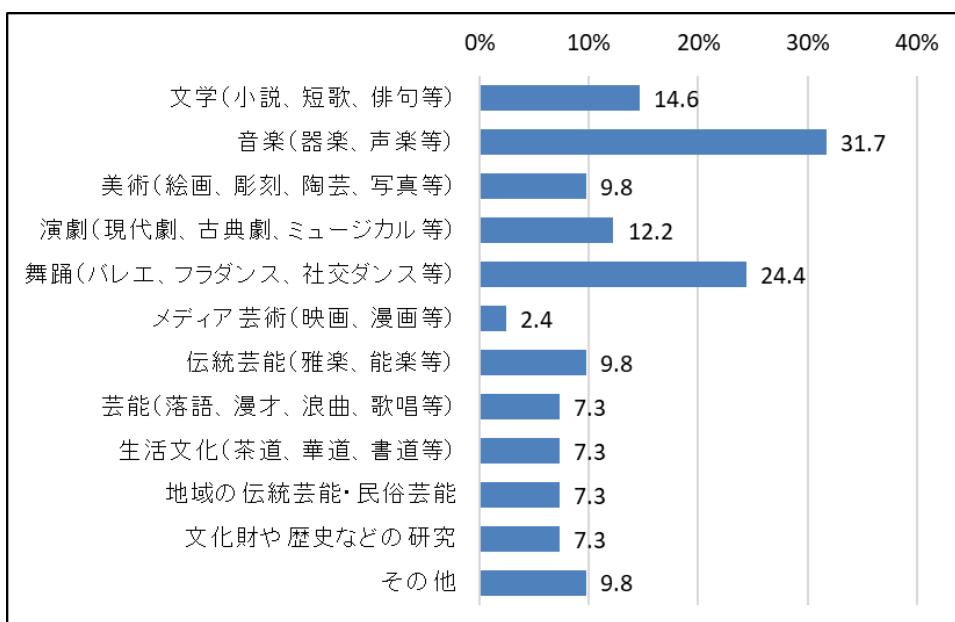
③ 結成時期 (n=41)

結成時期は、1979年（昭和54年）以前の団体が46.3%と活動期間の長い団体が5割近くを占めています。それ以外の結成時期はバラツキが見られます。



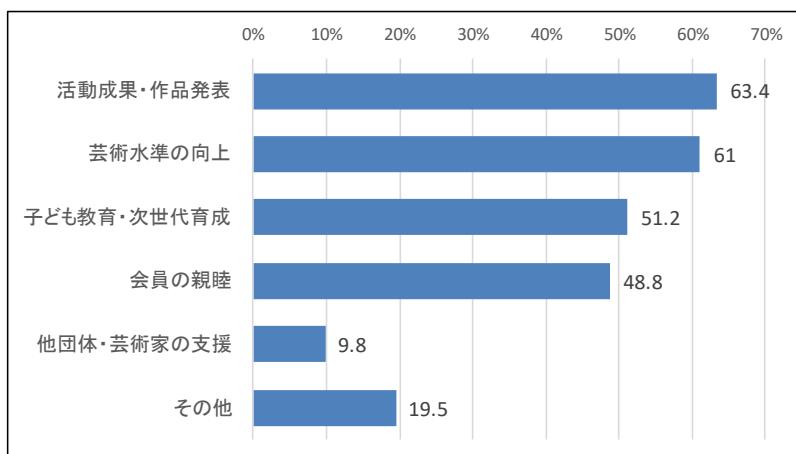
④ 活動分野（複数回答） (n=41)

活動分野は、「音楽（器楽、声楽等）」31.7%と「舞踊（バレエ、フラダンス、社交ダンス等）」24.4%が高くなっています。



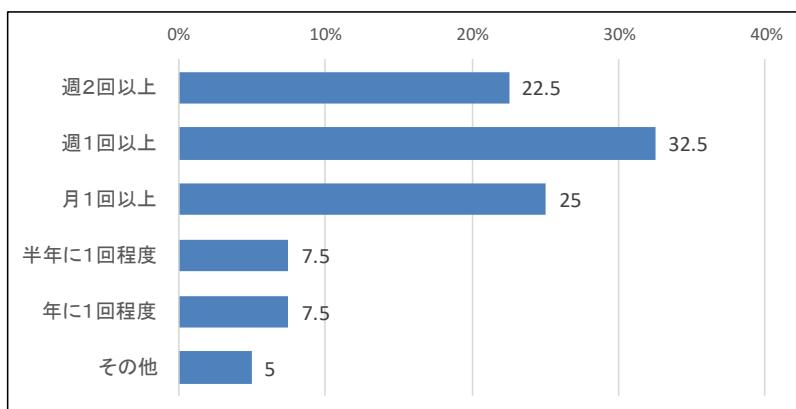
⑤ 活動目的（複数回答） (n=41)

活動目的は、「活動成果・作品発表」63.4%と「芸術水準の向上」61%が高い割合となっています。次いで、「子ども教育・次世代育成」、「会員の親睦」も約5割の団体が活動目的としています。



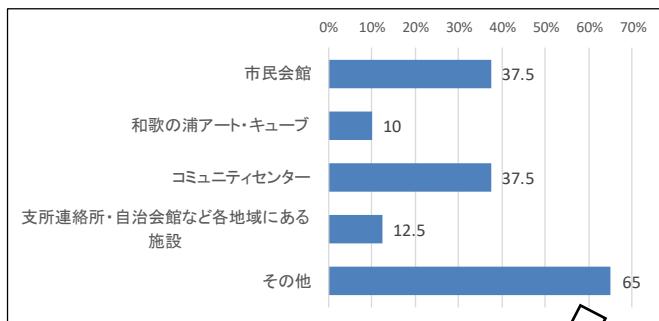
⑥ 練習、創作などを行う回数 (n=40)

練習、創作の頻度は週1回以上（週2回を含む）が合計で5割を超えており、活動が活発に行われていることがうかがわれます。

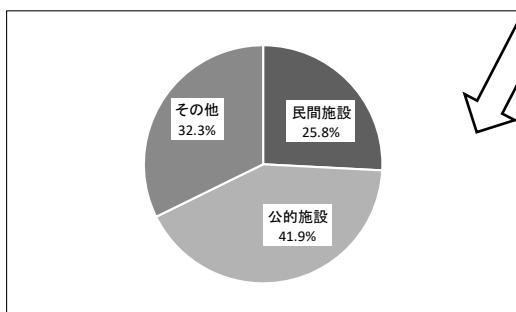


⑦ 練習、創作などの場所として主に利用する施設（複数回答）（n=40）

練習、創作の場所としては、市民会館やコミュニティセンターが多く利用されています。その他では、和歌山県民文化会館が多く利用されています。



○ その他施設の内訳（n=26）



⑧ 活動成果を発表する回数（n=39）

活動成果の発表は、「年1～3回程度」が61.5%と圧倒的に多くなっています。それ以上の発表回数をしている団体も少なくなく、⑤の団体活動目的が「活動成果・作品発表」であると回答した団体が多い（63.4%）ことから、目的に沿って順調に団体発表が行われています。

○ 活動分野と発表回数との比較

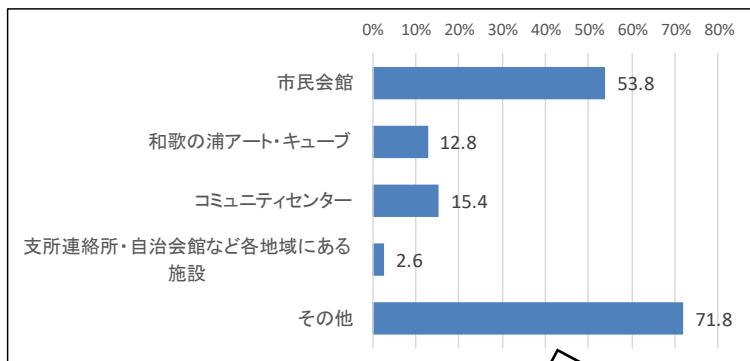
「年1～3回程度」の発表回数がどの活動分野でも高くなっています。加えて、それ以上の発表回数を行っている団体も多く、年10回以上という団体も散見されます。

活動分野	なし	年1～3回程度	年4～6回程度	年7～9回程度	年10回以上	合計
文学(小説、短歌、俳句等)	0	2	1	1	1	5
音楽(器楽、声楽等)	1	5	4	1	2	13
美術(絵画、彫刻、陶芸、写真等)	0	2	0	1	1	4
演劇(現代劇、古典劇、ミュージカル等)	0	2	0	2	0	4
舞踊(バレエ、フラダンス、社交ダンス等)	0	7	0	2	1	10
メディア芸術(映画、漫画等)	0	0	0	1	0	1
伝統芸能(雅楽、能楽等)	0	2	2	0	0	4
芸能(落語、漫才、浪曲、歌唱等)	0	2	0	0	1	3
生活文化(茶道、華道、書道等)	0	1	0	0	2	3
国民娯楽(囲碁、将棋等)	0	0	0	0	0	0
地域の伝統芸能・民俗芸能	0	2	1	0	0	3
文化財や歴史などの研究	0	0	2	0	1	3
その他	0	2	1	0	1	4

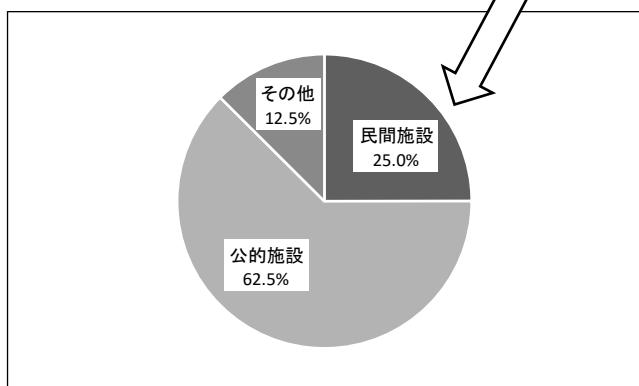
⑨ 活動成果を主に発表する施設（複数回答） (n=39)

活動成果の発表場所としては市民会館が多く利用されています。

その他では、和歌山県民文化会館が多く利用されています。



○ その他施設の内訳 (n=28)



○ 活動分野と発表施設との比較

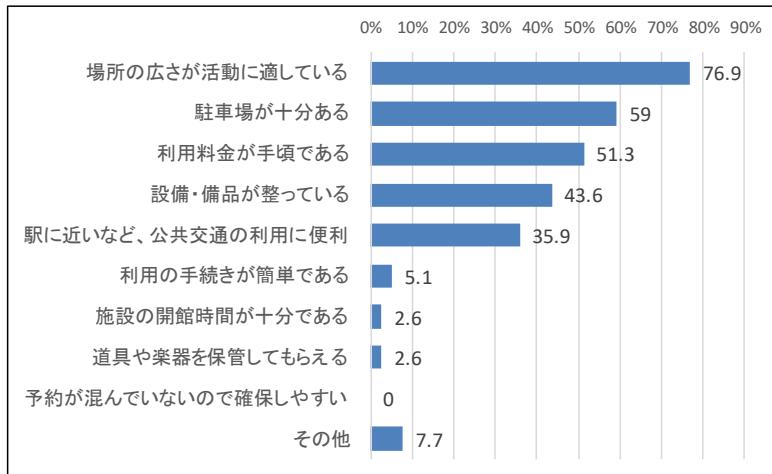
ほとんどの活動分野で市民会館が多く利用されています。

一方で、「支所連絡所・自治会館など」はほとんど利用されていません。

活動分野	市民会館	和歌の浦アート・キューブ	コミュニティセンター	支所連絡所・自治会館など各地域にある施設	その他	合計
文学(小説、短歌、俳句等)	1	1	1	0	4	6
音楽(器楽、声楽等)	9	3	0	0	9	13
美術(絵画、彫刻、陶芸、写真等)	1	1	1	0	4	4
演劇(現代劇、古典劇、ミュージカル等)	3	3	1	0	4	5
舞踊(バレエ、フラダンス、社交ダンス等)	8	1	3	1	5	10
メディア芸術(映画、漫画等)	1	1	0	0	1	1
伝統芸能(雅楽、能楽等)	3	1	1	0	4	4
芸能(落語、漫才、浪曲、歌唱等)	2	0	0	0	1	3
生活文化(茶道、華道、書道等)	1	0	0	0	3	3
国民娯楽(囲碁、将棋等)	0	0	0	0	0	0
地域の伝統芸能・民俗芸能	3	1	2	1	1	3
文化財や歴史などの研究	0	0	1	0	2	3
その他	0	0	0	0	4	4

⑩ 活動成果を発表する場所として重視すること（複数回答）（n=39）

発表場所として「場所の広さ」を重視する団体が76.9%と約3/4を占めています。次いで、「駐車場」、「利用料金」、「設備・備品」が重視されています。



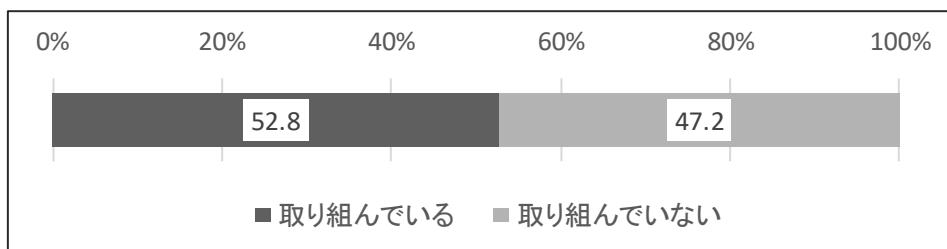
○ 発表施設と重視することとの比較

市民会館は「場所の広さ」、「駐車場」、「設備・備品」の評価が高くなっています。

発表する施設	利用料金が手頃である	駅に近いなど、公共交通の利用に便利	駐車場が十分ある	場所の広さが活動に適している	利用の手続きが簡単である	施設の開館時間が十分である	予約が混んでいないので確保しやすい	道具や楽器を保管してもらえる	設備・備品が整っている	その他	合計
市民会館	8	6	13	15	1	1	0	1	11	3	21
和歌の浦アート・キューブ	3	1	2	5	0	0	0	0	4	1	5
コミュニティセンター	1	2	5	5	0	1	0	0	4	0	6
支所連絡所・自治会館など 各地域にある施設	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1
その他	14	11	16	24	1	0	0	1	10	3	28

⑪ アウトリーチの取り組みについて（n=36）

アウトリーチは、「取り組んでいる」割合が5割を上回っています。



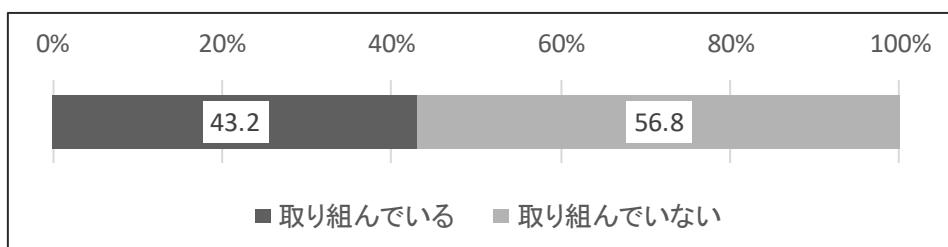
○ 構成人数別

団体の構成人数別でアウトリーチの状況を見ると、規模の小さい団体では取り組んでいる割合が取り組んでいない割合を上回っていますが、100人以上の団体では取り組んでいる団体は少なくなっています。

構成人数	取り組んでいる	取り組んでいない	合計
10人未満	2	0	2
10～29人	9	7	16
30～49人	2	1	3
50～99人	4	3	7
100人以上	2	6	8

⑫ ワークショップの取り組みについて (n=37)

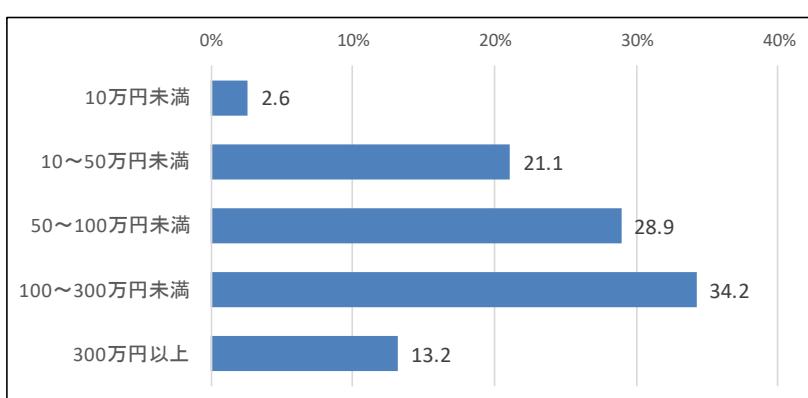
ワークショップは、「取り組んでいる」割合が43.2%と5割を切っています。



⑬ 1年間の活動予算額 (n=38)

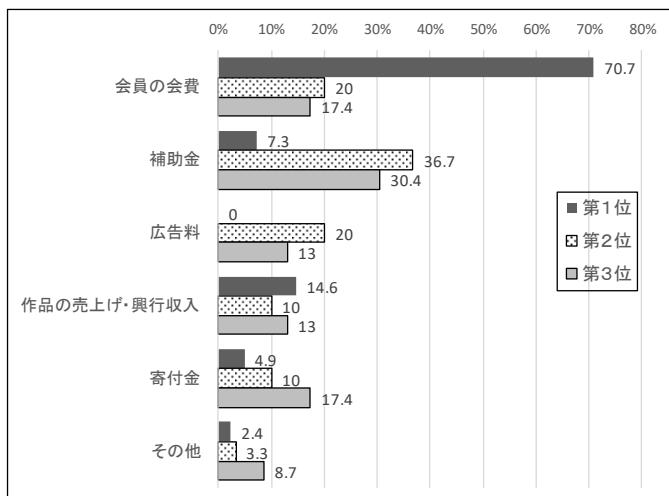
活動予算は、「100～300万円未満」が34.2%と最も高く、次いで「50～100万円未満」28.9%、「10～50万円未満」21.1%の順となっています。

一方で、「300万円以上」の規模の大きい団体は13.2%となっています。



⑭ 活動費の原資

活動費の原資として第1位～3位を見ると、「会員の会費」が最も大きな原資となっていることがわかります。次いで、「補助金」や「作品の売上・興行収入」が原資となっていることが見受けられます。しかし、会費収入だけで団体運営を行っているのではなく、多方面からの収入によって運営しているのが現状です。



活動費の原資(第1位)

活動原資	件数	比率%
会員の会費	29	70.7
補助金	3	7.3
広告料	0	0
作品の売上げ・興行収入	6	14.6
寄付金	2	4.9
その他	1	2.4
計	41	100.0

活動費の原資(第2位)

活動原資	件数	比率%
会員の会費	6	20
補助金	11	36.7
広告料	6	20
作品の売上げ・興行収入	3	10
寄付金	3	10
その他	1	3.3
計	30	100.0

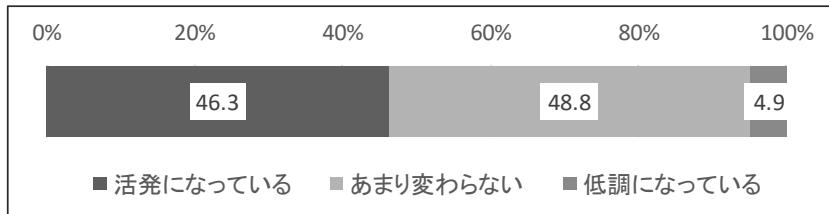
活動費の原資(第3位)

活動原資	件数	比率%
会員の会費	4	17.4
補助金	7	30.4
広告料	3	13
作品の売上げ・興行収入	3	13
寄付金	4	17.4
その他	2	8.7
計	23	100.0

⑯ この3年間における団体の状況

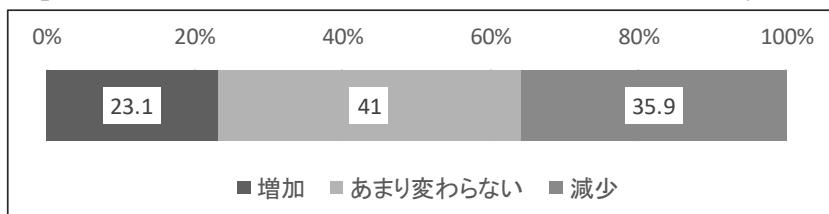
a 活動状況 (n=41)

「あまり変わらない」が48.8%と最も高く、「活発になっている」46.3%とほぼ同水準となっています。



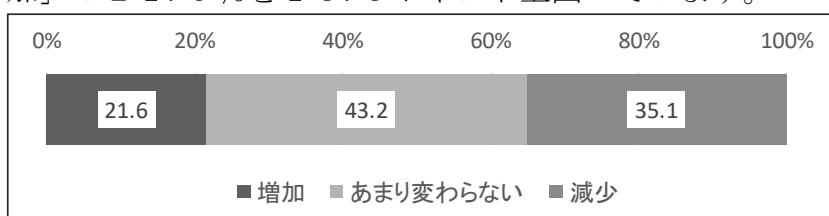
b 団体人数 (n=39)

「あまり変わらない」が41%と最も高く、「減少」が35.9%と「増加」の23.1%を12.8ポイント上回っています。



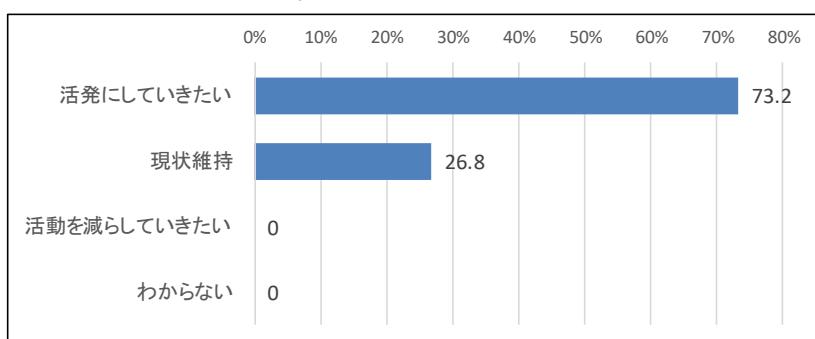
c 活動予算 (n=37)

「あまり変わらない」が43.2%と最も高く、「減少」が35.1%と「増加」の21.6%を13.5ポイント上回っています。



⑯ 今後の活動の方向性 (n=41)

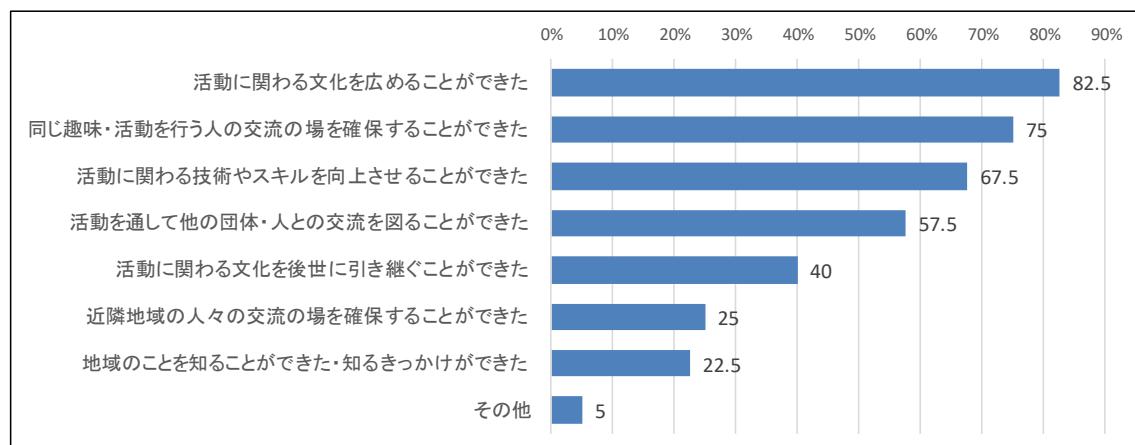
「活発にしていきたい」が73.2%と前向きな考え方を持つ団体が圧倒的に多くなっています。



⑯ 活動の成果（複数回答）（n=40）

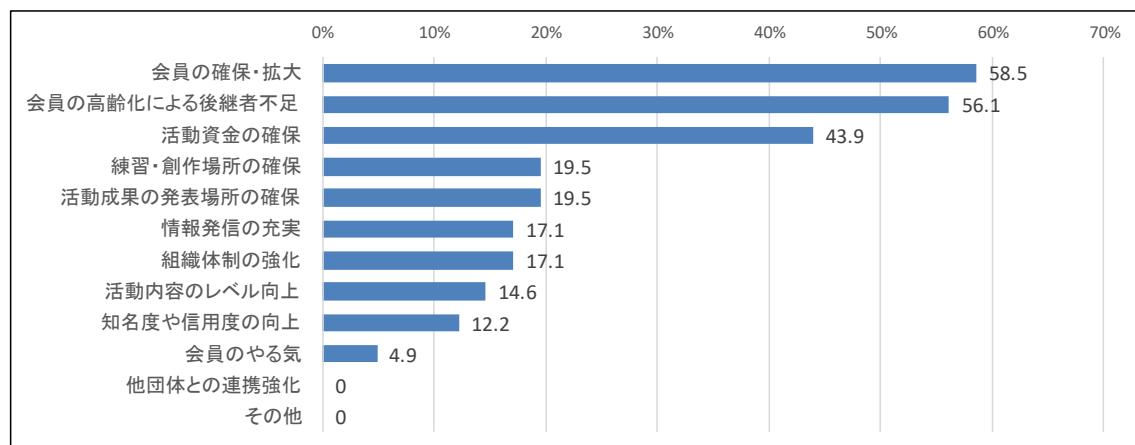
「活動に関わる文化を広めること」が82.5%と最も高く、次いで「交流の場の確保」75%、「技術やスキルの向上」67.5%の順となっています。

一方で、「地域のことを知る」が22.5%、「近隣地域の人々との交流」が25%と比較的低い割合となっています。



⑰ 活動の問題点や課題（複数回答）（n=41）

「会員の確保・拡大」が58.5%、「会員の高齢化による後継者不足」が56.1%とこの2つが過半数を超える団体で課題となっています。次いで「活動資金の確保」が43.9%と高くなっています。



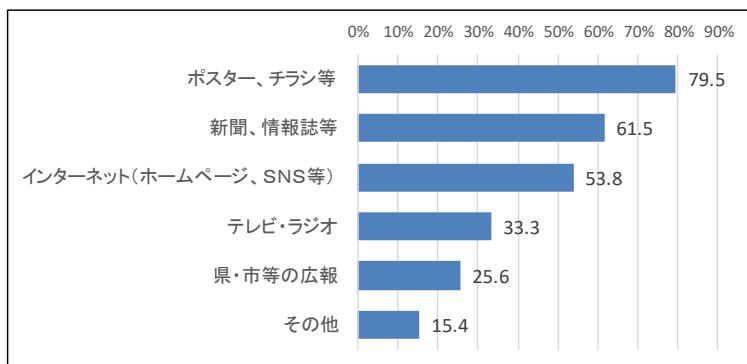
○ 団体メンバーの中心年代別の課題

メンバーの年代が高い団体では、特に「会員の確保・拡大」、「会員の高齢化による後継者不足」の課題を抱えていることがわかります。

メンバーの中 心年代	会員の確保・ 拡大	会員の高齢 化による後継 者不足
50代	53.8%	38.5%
60代	56.0%	72.0%
70代	66.7%	86.7%
80代以上	100.0%	100.0%

⑯ 活動の情報発信（複数回答）(n=39)

情報発信は、「ポスター、チラシ等」が79.5%、「新聞、情報誌等」が61.5%と紙媒体による情報提供が中心となっています。「県・市等の広報」で情報発信している割合は25.6%と低くなっています。

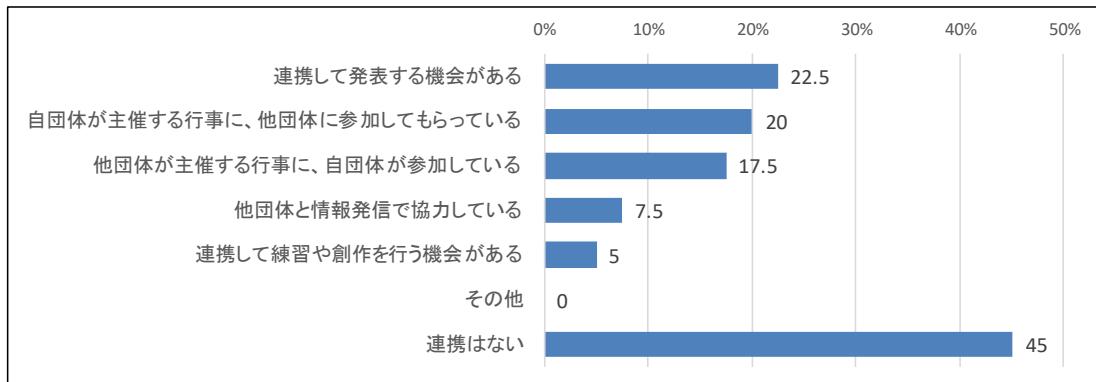


※その他

会報誌、口コミ、他行事への参加、ハガキ

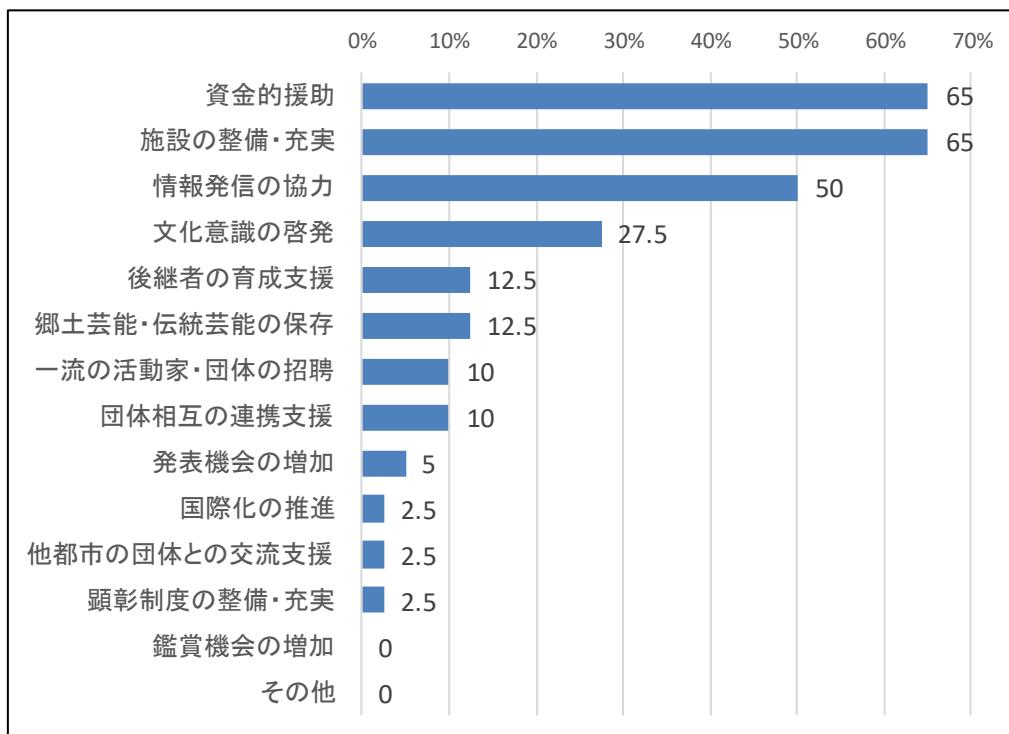
⑰ 他団体との連携 (n=40)

他団体と連携していない割合が45%となっています。連携しているなかでは、「連携して発表」が22.5%、お互いの行事に参加し合う団体は合わせて37.5%となっています。



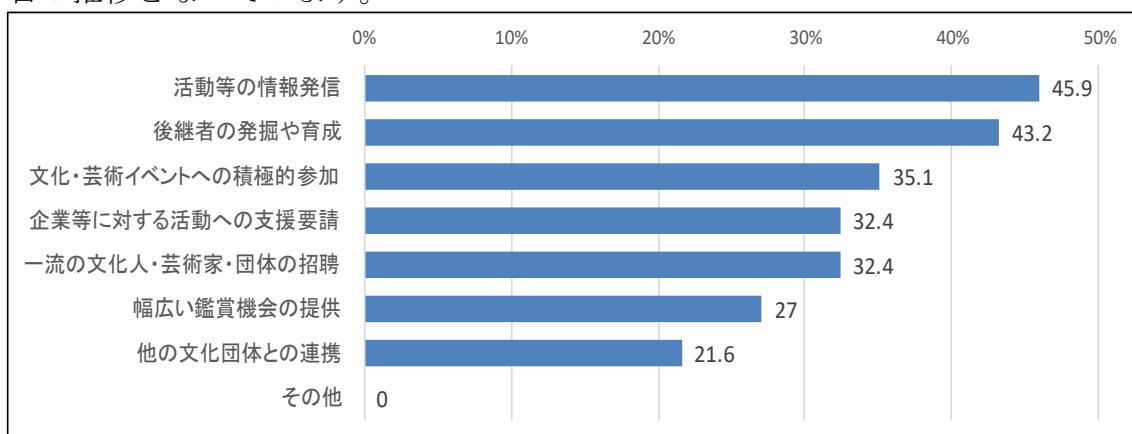
㉑ 活動の活発化のために「行政」が行うものとして重要なこと。（複数回答）
(n=40)

行政に求める支援としては、「資金的援助」と「施設の整備・充実」とがそれぞれ65%と多く求められています。次いで「情報発信の協力」が50%と続いている。



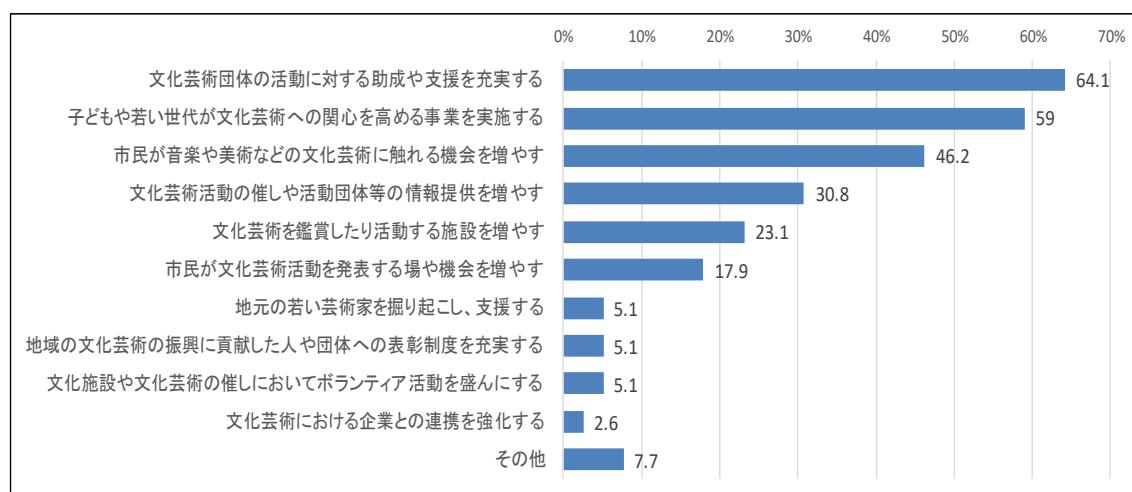
㉒ 活動の活発化のために「民間（市民・団体・企業など）」が行うものとして重要なこと。（複数回答）(n=37)

民間に求める支援としては、「活動等の情報発信」45.9%と「後継者の発掘や育成」43.2%が高くなっています。それ以外の支援は20～30%台の推移となっています。



㉓ 和歌山市の文化をより豊かにするために和歌山市（行政）が力を入れるべきこと（複数回答）（n=39）

「団体活動に対する助成や支援の充実」が64.1%で最も高く、次いで「子どもや若い世代が文化事業への関心を高める事業の実施」59%、「市民が文化芸術に触れる機会を増やす」46.2%の順となっています。



○ 自由意見 1

今後、団体として力を入れていきたい活動について

【1. 全般について】

- ・ 会員を増やす活動を行う。（多数意見）
- ・ 活動の場を広げ、多くの人に知ってもらい、会員を増やしたい。
- ・ 会員を増やして資金を確保したい。
- ・ 補助金を得たい。
- ・ 競技かるたは数年前までは会員拡充に取り組んでいたが、アニメ「ちはやふる」のブーム以来、参加者が増え、その対応に苦慮するほど充実してきている。今は、運営するのが精一杯。
- ・ 若手作家の発掘と育成。
- ・ 日本一のカラオケ文化県を全国にアピールできる活動をしていきたい。
- ・ 景観を生かした音楽祭りを開催したい（和歌山市で主催してほしい）。
- ・ 地元に誇りとなるような作品を創造し、内外に発信していきたい。
- ・ 神話、民話など地域伝承を広めたい。
- ・ 文化芸術に係る雇用を創出したい。
- ・ 国民文化祭で演劇祭を成功させ、次年度以降、和歌山の文化芸術祭として発展させたい。
- ・ 今までの紙媒体の写真需要が減少し、SNSで使われる画像が中心となり、若者の写真離れが進んでいる。写真人口を増やしたい。
- ・ 活動内容の理解を深める（学校・高齢者施設・地域に出かけ、催しに参加する）。
- ・ 市民が日常的に演劇文化に触れ、豊かに人生を送り、楽しんでいく、そのための会員を増やし、年間例会やステージ数も増やし観劇条件を良くしていきたい。

【2. 活動内容の強化について】

- ・ 東京や大阪から観客を呼べるレベルの舞台を創っていく。若い世代への演劇、アウトリーチ、ワークショップの強化。舞台に立つ人材、スタッフ、観客、それぞれを増やしていく。
- ・ 聴衆への配慮、演奏家へのケアを第一にしてきた。小さいホール、レベルの高い聴衆が反応して演奏家にも楽しんでいただけるサロンホールが目標。
- ・ 地元に誇りとなるような作品を創造し、内外に発信する。
- ・ 現会員のスキルアップ。

【3. 地域の活性化について】

- ・ 全国的なYOSAKOI祭り等に参加し、チームの知名度を上げ、より多くの人に活動を知ってもらうことで地域の活性化につなげたい。
- ・ 地域の人々との交流を深め、活動を活発にしたい。
- ・ 他の団体とも協力し、文化芸術の振興でまちの活性化に寄与したい。

【4. 情報発信について】

- ・ I T 活用による情報発信。
- ・ 活動状況の P R。

【5. 子どもたちへの教育について】

- ・ 子どもたちに文化芸術の価値をしっかりと身につける活動を強化したい。
- ・ 自国の文化芸術を熱く語れる人材を育てていきたい。
- ・ 和歌山の子どもたちが音楽・楽器に触れる機会を増やし、もっと和歌山の文化水準を上げられるような活動をしたい。

【6. 次世代の育成について】

- ・ 若い人を増やしたい。 (多数意見)
- ・ 若手の人材育成。 (多数意見)
- ・ 現在、活動している人は高齢者が多い。動いている人は元気、手軽にできる形で元気老人が増えればいい。
- ・ 資金確保は大事だが、若手の人材育成を充実させたい。
- ・ ワークショップや演劇講座など市民向けの活動もしていきたい。また、今後も活発な活動を続けていくよう若い世代を巻き込んでいきたい。
- ・ 老人が多くなり退会者も多いから、若い人を増やしたい。
- ・ 会員の高齢化に伴い会員数が減少傾向。会員増強のため次の方策を考えている。
- ・ 若い人を増やし、後継者の育成を図りたい。
- ・ 若い団員も増やし、様々な世代が合唱を通して交流ができる場にしたい。
- ・ 若い人へのアプローチを考えたい。
- ・ 当団体（写真）も高齢化し、若者の人材育成が急務で将来に継いでいきたい。

○ 自由意見 2

和歌山市（行政）の文化・芸術に関する環境について

【1. 全般について】

- ・ 市の担当者が各団体の発表会や練習を実際に見学して、実態を把握してほしい。
- ・ 「文化とは何か」を行政がしっかりと議論してほしい。今は何をしたいのかわからぬい。
- ・ 市の団体奨励賞をもらったが、個人への表彰（俳優、劇作）、作品（舞台）への表彰も行っていただくと大変励みになる。
- ・ 文化を継承していく若手の人材育成に協力してほしい。
- ・ 音楽だけではなく文化に親しむ、優れた市民は市が先導して作り上げていくとの気概を持って、新ホールに一流の演奏家を招聘してほしい。

【2. 支援等について】

- ・ 補助金制度がほしい。
- ・ 「赤字分の半分を補填」などの助成金は大変使いにくい。あまり条件のない公演の助成金があれば大変ありがたい。
- ・ 文化的事業のバックアップ活動の積極化。

【3. 利用施設について】

- ・ 施設の使用料が高く、若い人たちの発表する壁になっている。市民会館などは和歌山市民が利用する場合は安くしてほしい。
- ・ 公民館の確保が難しく、会を定期的に行うことが大変。
- ・ 各施設の駐車場の増設と無料化。格安な会場の確保。市の行事の場合はすべて無料化。
- ・ 舞台設備が不十分。
- ・ 和室（茶室）のある大きな施設が少ない。また、あっても更衣室代わりに使用されていることが多く、予約が取りにくい。（茶道関係）
- ・ 市民会館、県民文化会館など公共の広い施設を発表場所にするために、リーズナブルに簡単に予約できるようにしてほしい。
- ・ ホールの不足は本当に大変。コミセンは市内各所にあるがなかなか予約が取れない。各自治体の会場もできるだけ開放してほしい。
- ・ ホールが不足している。イベントを計画しても会場確保が難しい。舞台芸術に関しては、設備が不十分と思う。
- ・ 演劇を発表できるホール、場所が不足。客席がフラットなコミセンでは演劇の舞台が見えない。現在使用できる県民文化会館小ホールは土日は激戦。稽古場としてコミセンを利用しているが稼動率が高く空いていないことが多い。
- ・ ホールが少なく、予約が取れず、定期的な活動成果の発表ができない。
- ・ 市民会館の舞台、音響等はあまり十分とは言えない。大道具等の不足、楽屋の狭さ。
- ・ 市の規模に対してホールが不足している。

- ・ 発表場所は県民文化会館、市民会館以外は民間で数か所程度なので拡充に努力してほしい。
- ・ 新しい市民会館には大道具保管倉庫が必要だと思います。舞台、音響、特に照明機器の公共文化施設の付帯設備が不十分なため、業者に多額のレンタル使用料を支払わねばならず、各文化団体の運営が疲弊しています。
- ・ 練習場所を増やしてほしい。
- ・ コミセンの使用について、定期的な予約が制限されていて活動ができない。
- ・ 500名、1000名規模のホールの他に練習用のステージが備わったホールがほしい。
- ・ 車イスでの来場者が増えるようなホールの設備、駐車場を望む。
- ・ お客様に対する駐車場が整っていない。
- ・ コミセン等の確保が難しく、予約が出来ず十分な練習ができない。
- ・ コミセン等の防音設備が整っていないので音を出す練習ができない。

【4. 情報発信について】

- ・ 文化情報の発信が少ない。
- ・ 文化芸術の各団体活動を市民に周知して参加意識を促してほしい。
- ・ HPを作り、各団体の動画等を情報発信してほしい。
- ・ 市民会館、県民文化会館、コミセン等の催しを市報やネットで情報発信してほしい。

【5. 子どもたちへの施策について】

- ・ 和歌山は他府県と比べると本物の音楽に触れる機会が少ない。0歳から楽しめるオーケストラのコンサートなどほとんどない。もっと本物に触れる機会が必要。
- ・ 和歌山市は伝統楽器の購入や音楽専科の先生の教育にあまり取り組んでいないように思える。

(3) 障害者アンケート調査結果

① この1年間の文化芸術活動の有無（複数回答）

鑑賞では、「コンサートや映画、観劇などに行く」が48.5%、「美術館、博物館などに行く」が42.4%とそれぞれ高い割合となっています。

活動（鑑賞以外）では、「美術など（絵画、彫刻、陶芸など）の創作活動をする」が54.5%と最も高くなっています。次いで、「音楽活動（歌や楽器の演奏など）をする」36.4%と続いています。

文化芸術活動の有無	件数	比率%
コンサートや映画、観劇などに行く	16	48.5
美術館、博物館などに行く	14	42.4
音楽活動（歌や楽器の演奏など）をする	12	36.4
美術など（絵画、彫刻、陶芸など）の創作活動をする	18	54.5
伝統文化など（伝統芸能、茶道、書道、華道など）の活動をする	7	21.2
文芸（短歌、俳句、詩作、小説など）の活動をする	6	18.2
文化芸術の講演会、セミナー、各種講座に参加する	3	9.1
その他	1	3.0
特になし	4	12.1
回答者数	33	

② 文化芸術活動をするうえで必要な支援（複数回答）

「施設のバリアフリー化」、「利用料の減免・用具の貸出」、「一緒に行う仲間」の割合がそれぞれ1/3超となっていますが、それ以外の項目についてもさほど差がありません。

必要な支援	件数	比率%
文化芸術活動を行う施設のバリアフリー化	11	35.5
活動する場までの送迎	8	25.8
障害に対応した情報の提供や問い合わせ方法の充実	9	29.0
施設や用具等を利用する際に必要な手続きの支援	6	19.4
施設の利用料減免や用具などの貸出	11	35.5
適切な指導者	9	29.0
一緒に行う仲間	12	38.7
その他	0	0.0
特になし	7	22.6
回答者数	31	

③ 主に練習や創作活動を行う場所

事業所が5割を超えていました。次いで、自宅、専門の教室の順となっています。

練習、創作の場所	件数	比率%
事業所	18	56.3
専門の教室	3	9.4
自宅	7	21.9
その他	4	12.5
計	32	100.0

④ 主に練習や創作活動を行う相手

事業所での活動が多いことから「事業所の仲間」といっしょに活動する割合が65.6%と圧倒的に高くなっています。

練習、創作の相手	件数	比率%
事業所の仲間	21	65.6
外部からの講師	2	6.3
家族	2	6.3
ひとり	4	12.5
その他	3	9.4
計	32	100.0

⑤ 活動回数

「週に1回以上」が59.4%と最も高く、次いで「月に1回程度」40.6%となっています。活動が定期的に継続されて実施されていることが見て取れます。

活動回数	件数	比率%
週に1回以上	19	59.4
月に1回程度	13	40.6
半年に1回程度	0	0.0
年に1回程度	0	0.0
計	32	100.0

⑥-1 作った作品などを展示、発表する機会

「ある」が75.0%と3/4を占めています。

一方で「ない」は25.0%と「ある」に比べると低くなっていますが、⑦で活動回数が多く行われていることと比べると発表機会は少ないように思われます。

発表機会	件数	比率%
ある	24	75.0
ない	8	25.0
計	32	100.0

⑥-2 作った作品などを展示、発表する場所（⑧-1で「ない」と回答した方）

「事業所」が45.5%と最も高くなっています。それ以外の場所は分散されています。

展示、発表場所	件数	比率%
事業所	10	45.5
専門の教室	2	9.1
公共施設(会館、コミュニティセンターなど)	3	13.6
その他	7	31.8
計	22	100.0

⑦ 文化芸術の情報の入手方法（複数回答）

「事業所の情報」が 60.6% と最も高くなっています。それ以外の情報入手先は、いろいろなところから入手されています。

情報の入手方法	件数	比率%
市広報	7	21.2
チラシ・ポスター	7	21.2
テレビ・ラジオ	8	24.2
新聞・雑誌	12	36.4
地域情報誌	7	21.2
知人、サークル仲間など	6	18.2
事業所の情報	20	60.6
インターネット、SNSなど	10	30.3
その他	0	0.0
回答者数	33	

⑧ 情報量について

「十分な情報がある」 3.1% と 「どちらかといえば情報がある」 37.5% を合わせると 40.6% となり、「どちらかといえば情報が少ない」 21.9% と 「情報が少ない」 9.4% を合わせた 31.3% より 9.3 ポイント上回っています。情報量について満足度は高いと言えますが、不満を感じている人も少なくありません。

情報量について	件数	比率%
十分な情報がある	1	3.1
どちらかといえば情報がある	12	37.5
どちらかといえば情報が少ない	7	21.9
情報が少ない	3	9.4
わからない	9	28.1
計	32	100.0

⑨ 文化芸術に関して知りたい情報

「技術や知識を教えてくれる人材」が 55.6% と 5 割を超えていました。これは教えてくれる人材にあまり満足していない可能性が高いということが考えられます。

それ以外の知りたい情報については、それぞれ 2 割前後の割合となっています。

知りたい情報	件数	比率%
画材や用具	7	25.9
販売する場所	5	18.5
発表する場所	8	29.6
技術や知識を教えてくれる人材	15	55.6
地域における相談支援体制	6	22.2
その他	0	0.0
回答者数	27	

⑩ 文化芸術活動の相談ができますか

ほとんどの人が「できている」86.7%と回答しています。

相談状況	件数	比率%
できている	26	86.7
できていない	4	13.3
計	30	100.0

※相談できていない理由

- ・相談できる場所の情報を知らない。
- ・相談できる機会がない。
- ・外出が少ない。

⑪ 文化芸術活動をしてよかったです

「同じ活動をする仲間ができた」と「自分の能力を発揮することができた」がそれぞれ高い割合となっています。

一方で、「仕事につなげる、収入が得られる」は12.5%と低くなっています。

活動をしてよかったです	件数	比率%
同じ活動をする仲間ができた	24	75.0
他の分野の人との交流機会が増えた	12	37.5
自分の能力を発揮することができた	20	62.5
仕事につなげる、収入が得られる	4	12.5
その他	3	9.4
回答者数	32	

※その他

- ・余暇を楽しむことができる。
- ・生活に張りが出る。
- ・自分が楽しめる。

○ 自由意見

文化芸術活動に関して期待すること

【1. 施設等について】

- ・ 地域で障害者が無料で利用できる場所。
- ・ 障害の有無に関係なく、自由に表現活動ができるアートスペースがほしい。無料で好きな時に行ける常設スペース。
- ・ 気軽に参加できる文化芸術の講座が増えるといい。

【2. 情報等について】

- ・ 地方情報誌の音声情報を聞いていますが、行きたいと思っても、すでに催しが終わっていたり、申し込み期限が過ぎていたりで参加する予定が立てられない。年に何回か文化芸術の情報誌を音声や点字等で発行してほしい。

【3. 人材等について】

- ・ 障害があっても普通に受け入れてくれる意識のある教室や指導員が増えてほしい。
- ・ 自分ではわからない作り方や描き方を教えてもらえる機会が増えればいい。
- ・ いろんなことに挑戦してみたいので、その手助けが必要な時に助けてほしい。

【4. その他】

- ・ もっとやりたいと思っている。
- ・ もっとグッズ展開や海外への作品発表をしたい。

和歌山市文化芸術推進基本計画

発行年月／令和2年10月

発 行 ／和歌山市

編 集 ／産業交流局文化スポーツ部文化振興課

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

電話：073-435-1194 FAX073-435-1294